貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）に対する意見募集等の実施結果について

１　意見募集の概要について

貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）について、意見募集を実施するとともに、各関係団体を対象とした説明会等を実施しました。
お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果を意見募集等の実施結果としてまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

２　意見募集実施結果

（１）実施方法

〇募集期間　令和４年６月２９日(水)から令和４年８月１日(月)まで

〇周知方法　ア　掲載場所　　めぐろ区報（７／１号）、目黒区ホームページ
　　イ　配布・閲覧場所　総合庁舎１階区政情報コーナー、４階資産経営課、地区サービス事務所（東部地区除く）、住区センター、区立図書館、目黒駅行政サービス窓口、貸室を有する各区有施設

（２）提出者数　71名（個人46名、団体24名、議会1会派）
　　意見数　　251件

提出者	メール	ＦＡＸ	書面	専用フォーム	計
個人	69	32	26	26	153
団体	51	24	10	5	90
議会	8	0	0	0	8
合計	128	56	36	31	251

（３）対応区分別件数

番号	内容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」に反映します。	2
2	ご意見の趣旨は「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	13
3	ご意見の趣旨は「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	27
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	130
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	4
6	その他	75
合計		251

３　説明会等実施結果

（１）実施日時等

説明会等実施回数　21回、参加者数　228名

実施月日	時間	会場	備考	参加者数
6月29日（水）	13:30～14:00	高齢者センター		12
7月1日（金）	10:00～11:40	消費生活センター　研修室		9
7月1日（金）	18:30～19:40	中目黒住区センター　第５・６会議室		17
7月5日（火）	15:00～16:00	男女平等・共同参画センター会議室		5
7月7日（木）	15:00～16:40	中目黒住区センター		22
7月7日（木）	―	目黒区エコプラザ	個別説明	2
7月12日（火）	14:00～15:00	東山社会教育館		10
7月12日（火）	―	目黒区エコプラザ	個別説明	4
7月14日（木）	14:00～15:00	心身障害者センターあいアイ館　会議室		6
7月14日（木）	―	目黒区エコプラザ	個別説明	3
7月15日（金）	10:00～11:00	五本木住区センター		7
7月15日（金）	10:00～11:00	心身障害者センターあいアイ館　会議室		2
7月15日（金）	10:00～11:15	月光原住区センター		12
7月19日（火）	14:30～15:30	中目黒GTホール		15
7月19日（火）	15:00～16:40	八雲住区センター　第２・第３会議室		13
7月19日（火）	19:00～20:00	目黒本町社会教育館		18
7月20日（水）	―	目黒区エコプラザ	個別説明	3
7月21日（木）	19:00～20:00	中目黒GTホール		15
7月22日（金）	18:00～18:40	男女平等・共同参画センター会議室		1
7月22日（金）	18:30～19:45	駒場住区センター　第１・第２会議室		12
7月29日（金）	14:00～14:30	高齢者センター		40
合計				228

（２）意見者数　60名、意見数　116件

（３）対応区分別件数

番号	内容	計
1	ご意見の趣旨を踏まえて、「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」に反映します。	0
2	ご意見の趣旨は「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	2
3	ご意見の趣旨は「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	4
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	35
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	その他	75
合計		116

意見一覧（意見募集）

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
1	1	個人	フォーム	リモートワークがメインになって久しく、働き方はとても合っていますが子どもが早く帰ってきたりしてしまうとじゃまになります。 区民に無料で電源が取れるリモワ部屋提供してほしいです。予約制とかにして。	4	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としているものです。 区民活動の多様化に伴い、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及など、これまでとは違った施設の使い方も想定される中で、受益者負担の観点を踏まえながら、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進めていきます。	資産経営課
2	1	個人	フォーム	閉ざされた施設から開かれた施設へという意味でも貸室の利用率を上げ効率よく多目的に活用することに賛成です。更に以下の点を考慮することを提案します。 ・利用者の利便性や快適さ向上のため、施設のバリアフリー化、WiFi・オーディオ機能完備、屋外も含めた敷地内完全禁煙	3	区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的として、貸室のあり方見直しの検討を進めていきます。 施設の快適性・安全性の確保に向けて、今後の施設整備にあたっては施設のバリアフリー化を図るとともに、利用実態を踏まえながら、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進めていきます。	資産経営課
2	2	個人	フォーム	・適正利用の検討・判断材料として現在の各貸室利用率に対し改定後利用率がどこまで上がるのかを具体的な数値で示す	4	令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」では、貸室のあり方検討の取組の１つとして、個々の施設の区民の利用実態に合わせた施設規模としていくことを示しています。今後はこの考え方を踏まえて、施設の利用率を１つの指標として、施設総量を効果的・効率的なものとしていきます。ただし、現時点で見直し後の各貸室の利用率見込みをお示しすることは困難と考えます。	資産経営課
2	3	個人	フォーム	・既存の貸室だけでなく、活用されていないスペース（例：区庁舎のエントランスの大きな空間）を貸室スペースとして改良するなど、貸室数・面積を増やすことが可能なスペースがないかも含めて、時代に沿った空間の適正な転換利用を総合的に検討	4	区有施設見直し実現のための手法として「多機能化・集約化」「低未利用地等の活用」（区有施設見直し方針：手法４及び６）を掲げ、平成２９年度からの５年間では、行政需要の高い保育施設への転用等、施設スペースの有効活用を図ってきました。ご指摘の活用されていないスペースは、通路や建築意匠の問題もあり、貸室のあり方見直しの範囲に含めることは困難と考えています。	資産経営課 総務課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
3	1	個人	メール	学校開放運営委員会の委員長をやってましたが、受益者負担は当たり前なのに、料金発生すると利用者居なくなるとか、区民税払ってるのに税金の二重取りとか不思議な考え持って居る、特に高齢の委員長が沢山居て、それに区は逆らえ無い状況です。 特定団体が開放抽選をせず、一年間前取りで料金支払わず目的外利用で占有している所があります。区民の声にクレーム入れても聞いてくれません。この用な団体の排除もよろしくお願いします。	4	今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、貸室のあり方見直しに合わせて、学校開放など学校施設の使用に係る見直し、適切な受益者負担の導入について検討を進めることとしています。 実情や公平性の観点を踏まえ、公の施設使用料と均衡を図りながら、検討していきます。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
3	2	個人	メール	登録制度では、区民と区民以外の差別をしてください。元々、目黒区の貸室料金は安く、区民以外の利用率も高くなってます。中には神奈川方面の登録者は、わざわざ遠くから来て使ってやってるんだ！など、目黒区に税金払って無いのに威張る人が結構居ます。 地域活動団体と社会教育団体では予約の仕方が違うので面倒な事が。予約申し込みの期間が違うのに、社会教育施設工事中に住区会議室利用時に何故出来ないのか！と怒鳴る人も。これも区民以外の人。 会議室利用料は倍にしてもおかしく無いです。	4	現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分を修正しました。 利用申込時期や使用料に係る団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所 生涯学習課
3	3	個人	メール	キャシュレス決済も進めて下さい	2	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしています。	資産経営課
4	1	個人	メール	民族舞踊を愛好しているものです。 １．現在は、防音対策が不十分との理由で、音楽をかけて踊ることができない施設が、ほとんどです。例：駒場住区センター 元気のいい人間が、思い切り活動できる施設を増やしてください。	4	現在の施設を即座に改修することは困難ですが、ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課 各地区サービス事務所
4	2	個人	メール	２．通常は会員で活動していますが、年に１、２回ほど、同じ趣味の他のサークルの人間も交えて、発表会とかパーティーとかをやりたいです。 それを、騒がしいから駄目というのではなく、町に活気がでていいねと、とらえる方向で、認めてもらいたい。	3	貸室のあり方見直しは、団体間の情報交換や連携・協力を促進し、地域コミュニティの活発化や活動の充実を図ることも目的の１つとしています。 こうした考え方や利用実態を踏まえながら、効果的・効率的な施設利用の実現に向けて検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
4	3	個人	メール	３．使用時間帯を、細かく区切ると、午後いっぱい使用したいのに、１部を他の団体に予約されてしまうと、使うことができず、結局、残りの時間は空室になってしまうと思います。 短時間使いたい人もいると思いますので、折衷案として、混在させてください。施設の規模によって分けるか、奇数日と偶数日で分けるとか、です。 とにかく、一律に細分化するのは反対です。	3	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、細分化することによる影響も十分に踏まえながら、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
4	4	個人	メール	４．小中学校の体育施設も、同じネットのシステムで予約・使用できるように統合してもらいたいです。 一部の既得権者が使い続けるのには反対します。 また、開放していない施設も、一般開放してください。	4	今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、貸室のあり方見直しに合わせて、学校開放など学校施設の使用に係る見直し、適切な受益者負担の導入について検討を進めることとしております。併せて、利用者の利便性向上についても検討すべき課題と認識しています。 公の施設使用料と均衡を図りながら、検討していきます。	資産経営課 東部地区サービス事務所 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
5	1	団体	書面	ながい間窓口の皆様にお世話になりましてありがとうございます。この先も今の感じで続けていきたいと思って居ります。宜しくお願い申し上げます。	6	引き続き施設の快適性・安全性の確保を図りながら、貸室のあり方見直しにより、区民の誰もが幅広く利用可能な空間としていきます。	資産経営課
6	1	個人	FAX	木彫を主な活動として社教館第１研修室（工作室）を月２回日曜日の午前利用しているが「木彫」という性格から糸のこの使用と、彫刻刀の研磨が必修となっている。現状は80%～90%の確立で研修室の利用が出来ており、これといった不便さもなく、楽しく、会の活動が出来ている。 こうした工作室の利用について優先的な利用をとまでは要望出来ないが、何らかの配慮が望めないだろうか。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしており、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられます。しかし、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7	1	個人	書面	詩吟朗詠の稽古の場所として社会教育館の研修室をお借りし大変助かっております。 ただ社会教育館は区内に５か所しかなく会員が高齢化していることもあり出来れば住区センター内の住区会議室が利用できれば有難いと思っております。 社会教育館に利用登録している者には住区会議室は利用対象と異なるとの理由で使用出来ず、又詩吟は和室でのみとの制約があり洋室では利用不可とのことです。 社会教育館の研修室と同様に住区会議室の洋室も利用できます様ご配慮をお願い致します。	2	今回の見直しは、貸室を一律の位置付けとして「区民交流活動室（仮）」とすることで、これまで特定の施設を利用していた方も、住区会議室や社会教育館を含む区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくすることを目的としています。 なお、住区会議室では、防音やその他諸設備等は貸室ごとに異なりますので、施設を利用する皆さんそれぞれの活動や周辺住民の生活に影響を及ぼすことのないよう、各貸室の特性に応じた利用可能用途を設定しています。 現在の施設を即座に改修することは困難ですが、ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課 各地区サービス事務所 生涯学習課
8	1	個人	書面	事情はよくわかります。 しかし、年寄の楽しみで集まっています。 できるだけ値上げの幅をおさえていただきたいです。 金額（使用料の）が明示してないのでご判断できないでいますが、よろしくお願いいたします。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
9	1	個人	メール	（住区センター会議室利用について） 現在、地域登録団体と一般に区別してあるが、地域登録団体の要件は「地域の公益的な団体及びその団体と連携、協力できる団体」とあるが、要件に当てはまる地域登録団体は登録数の数％しか当てはまらず、一般との不公平差があり、優先予約、利用料半額等問題点も多く疑義がある。 地域登録団体の実態は個人的（プライベート）な利用がほとんどであり、一般と地域登録団体の区別（差）は殆ど無い。 この実態を鑑み、一般と地域登録団体の区別は廃止し、区内と区外に区別をする。（テニスコート利用と同等に）区外の利用料は他区に習い1.5～2倍の利用金設定をするのが望ましい。	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。 区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 また、現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分及び一部文言を修正しました。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所
9	2	個人	メール	区内・在住・在勤の確認は区施設テニスコート利用と同じように2名の区在住の証明（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）で確認をする。	4	新たな団体登録制度の運用に向けて、団体登録に係る本人確認等については適切な方法を検討していきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
10	1	個人	メール	住区センターで勤務していますが、その経験から主題の件（特に4項見直しの基本的な考え方）に対して下記の通り意見を提出致します。 １．４（１）項　貸室の位置付けの見直し （１）「施設ごとの貸室」から転換し、一律、「区民交流活動室（仮）」に位置付けるとのことであるが、区外の人にも利用を許可するのであれば名称を変更した方が良い。	2	今回お示ししている「区民交流活動室」という名称はあくまで仮称です。区民の皆様にとっての分かりやすさも踏まえながら、令和７年度に向けて適切な施設名称を検討していきます。	資産経営課
10	2	個人	メール	（２）貸室は「集会施設機能」を意味していると思うが、住区住民会議は平成18年度から指定管理者として住区センターの管理を担っている。これらの施設管理は民間事業者を指定管理とする方向で検討されているが、住区住民会議が管理している中で具体的に何が問題となっているのか？民間事業者への切り替え理由がどうしても理解できない。施設管理における責任の所在や管理従事者の人員確保が問題と言われているが、真の理由を具体的に示して欲しい。	6	住区センター（住区会議室）は、地域における身近な活動場所（地域活動拠点）として地域の皆さんとの話し合いの基に整備し、その機能を最大限に活かせるよう地域住民（住区住民会議）による自主管理をお願いしてきたところです。 近年における施設利用状況は、区外を含め地域外からの利用が増えており、施設設置当初に想定していた地域活動拠点として地域住民による自主管理の意義が薄れています。このことから、「地域の活動拠点機能」と「集会施設機能」を再整理し、集会施設機能部分に民間事業者による管理を導入することで、住区住民会議の負担軽減を図り、「住民参加・協議の場」という重要な取組を維持していただくために提案したものです。	地域振興課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
10	3	個人	メール	２．４（２）項　団体登録制度の見直し （１）登録制度は廃止し、利用方法は単純に一本化することを強く要望します。現在、住区センターの貸室は地域活動団体と一般団体に区別しているが、地域活動団体の登録要件が曖昧であり、審査時に登録可否について窓口の管理従事者が非常に悩み苦しんでいる。今回の見直し提案内容は登録団体、一般団体、その他団体の三種類にすることを基本とされているがこの案は現状の制度よりさらに複雑となり、賛成できるものではない。公平・公正の為に利用方法は一種類にすること強く要望します。 （２）登録団体、一般団体、その他団体の登録用件・主な優遇策について団体登録制度は下記理由により不要と考えます。部屋利用は利用者への公平・公正のために一本化で良いと思います。 ※主な登録要件で「施設の設置目的に沿った活動を行う」と定義されているがあまりにも抽象的です。このような要件が登録団体審査時、利用者とのトラブルや判断に苦しむ最大の原因です。 ※現在の地域活動団体の活動内容を見ていると、大半の団体が地域コミュニティ形成に寄与すると言うより、実態は単なる趣味の会や同好会と思われ、かつ閉鎖的であり、優遇策を設ける必要は無い。 ※利用申込時期、使用料額に係る優遇策を検討すると言われているが、本件に関しても団体一本化により優遇策は必要無いと思います。 ※どうしても団体種別を設けるのであれば、区内と区外の団体を設け、区内利用者に対して利用上の優遇策を付けること要望します。（この場合、区外の人でも区内在勤・在学は区内と認める）	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 また、現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分及び一部文言を修正しました。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
10	4	個人	メール	（３）利用時間割の見直し現在の３区分（午前・午後・夜間）から見直しを検討するとのことであるが、現状のままで良いと思う。	4	利用枠の拡大、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点からは、利用時間割の見直しが必要と考えています。 見直しの詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
11	1	団体	メール	問題点が書かれていないので、全体にわかりにくいですが、目黒区民センターを建て替えるために資金が不足して貸し室の利用料を値上げせざるを得ないということであれば、目黒区民センターをリファイニング建築により建設費を抑えることも出来ると思います。	6	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること、施設総量の適正化及び財政負担の軽減等を目的とするものですが、これをもって使用料の値上げを行うという趣旨ではありません。使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 また、目黒区民センター建て替えの検討については、多くの区民意見や民間サウンディング調査結果を踏まえ、また多角的な視点をもって取組を進めてきた総合的な結果として、区民センター、美術館、区民センター公園、下目黒小学校を一体的に建て替えることを基本的な考え方としています。 今後、新たな目黒区民センターの各機能の諸室の仕様、事業手法、各機能の運営方針等について整理する「基本計画」の策定に向けて更に検討を進めていきます。	資産経営課
11	2	団体	メール	学校施設の計画的更新では、小学校中学校の教室などの施設の貸し出しについて言及されていませんが、これは貸し室拡大・効率化、財源確保のために必須の事業だと思います。教育委員会とも連携して是非実現いただきたいです。	6	区では、令和３年３月に「目黒区学校施設更新計画」を策定し、学校施設の更新にあたっては、積極的に周辺施設との複合化・多機能化を図ることとしています。複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進に向け、多角的に検討していきます。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
11	3	団体	メール	見直し目的では登録団体の見直しによるシンプル化、制約の緩和には賛成です。様々な団体の交流については所管の担当者が定期的なメルマガを発行するなど具体的な案が必要と思われます。	4	幅広い区民活動を支える観点から、各施設の設置目的に沿った活動を支援する現行の団体登録制度を見直し、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方の１つとしています。 今回の見直しによって、様々な団体の活動が施設の枠を超えて展開されることが期待されますが、個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
12	1	個人	フォーム	貸室を登録団体のみではなく、広く貸し出すことについては賛成です。一方、高齢者の趣味のグループのように定期的に集まって活動している人たちにとっては、使用機会が抽選などで減る可能性もあります。来館することで、体力気力の維持をはかっているので、その機会は奪わないでいただきたいです。	3	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしています。また、見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課
12	2	個人	フォーム	キャッシュレス決済についても、現金は一切不可とするのではなく、来館して入金も可能にしておいて下さい。 85歳の父が囲碁の会を主催しており、インターネットの予約は、なんとか自分でできていますが、高齢者にも優しい制度もご一考下さい。	3	貸室のあり方見直しと合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしていますが、施設を利用する様々な方々の利便性向上の観点や時代の流れを踏まえながら検討する必要があると認識しています。 年代等を問わず様々な方にとって使いやすい仕組みとするよう検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
13	1	個人	フォーム	いつも目黒区の運営に携わられている皆様に誠に感謝申し上げます。 今般の貸室のあり方見直しに関する意見募集に対して、意見を申し述べさせていただきます。 １．対面ニーズの把握 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、対面ニーズというものは大きく変化し続けていると認識をしております。 また、同時にZoom等を始めとしたオンライン対面システムの普及なども対面ニーズの変化に影響を与えているものと考えております。 そこで、今一度、区民（区に在住・区に通学・区で事業を営む者）に改めて対面ニーズを確認するべきだと考えます。 たとえば施設予約システムの実績データを利用した利用率の集計、施設予約システム利用者へのアンケートの実施等が考えられます。 区民の皆様はさまざまな活動を実施されているものと思いますし、現在の貸室がなくなることで、活動がしづらくなってしまった、活動がなくなってしまったということがないようにしていくべきだと考えます。	4	区民活動の多様化に伴い、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及など、これまでとは違った施設の使い方も想定される中で、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進めていく必要があると認識しています。 これまでも、施設利用者の方を対象としたアンケートを実施する等、利用実態の把握や施設利用に関するご意見の聴取に努めてきたところですが、今後も引き続き施設利用者の方のニーズを丁寧に汲み取りながら、多様な区民活動の支援に向けて取り組んでいきます。	資産経営課
13	2	個人	フォーム	２．貸室施設の統廃合及び新しい施設の検討 貸室施設のニーズを把握したうえで、適切な統廃合を実施していくべきだと考えます。 そのうえで、不要となった施設については新しい施設に変更していくことを求めます。 目黒区では、新たな基本計画や実施計画に沿って行政サービスの拡充を図っているところと思いますが、まだまだ目黒区に不足している施設（公園・スポーツ施設・美術館/科学館/博物館等）があるものと思います。 ぜひ、スポーツ・文化施設を始めとした施設への転用も含めた新しい施設の検討をお願いしたいと思います。	4	貸室のあり方見直しに合わせて検討すべき事項として、区民の利用実態に合わせた貸室総量の検討を掲げており、「区有施設見直し計画（令和４年度～令和８年度）」の考え方を踏まえ、複合化・多機能化を図りながら各地域における区民の利用実態に合わせた規模としていくとともに、利用率を１つの指標として効果的・効率的なものとしていくこととしています。 また、既存施設の転用については、喫緊の区民ニーズに対応する観点から、区有施設見直し計画に基づき、これまでも取組を進めてきたところですが、引き続き転用が見込まれる場合には、区民ニーズを踏まえながら検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
13	3	個人	フォーム	３．貸室施設予約も含めた行政サービスのさらなるデジタル化促進 目黒区では各種施設予約に際して、予約システムを通じた予約が可能となっており、利用者における利便性が高いものと考えております。 ただし、現状の仕組みにおいて、以下のような課題もあるものと思います。 ・貸室については午前・午後・夜間というざっくりとした時間区分しか存在せず、各団体の利用ニーズと必ずしもマッチした予約ができない。３０分単位での利用を可能とすることで過不足なく利用ニーズにマッチした予約ができるものと考えている。そのために必要なシステム改修・設定変更も合わせて実施をお願いしたい。 ・集会施設とスポーツ施設で別の利用者登録が必要。加えて、インターネットからの登録ができない。まず、利用しようと考えた人がすぐにインターネットから利用者できる仕組みの検討をお願いします。そうしなければ、せっかく利用してみたいと思い立った区民の出鼻をくじくことになります。	4	貸室のあり方見直しの考え方の１つとして、利用時間割の見直しを掲げており、柔軟な貸室利用への対応、利用枠の拡大等の観点から、現在の午前・午後・夜間の３区分を見直す方向で検討を進めます。 時間割を細分化することによる影響も十分に踏まえながら、詳細については今後検討していきますが、見直しに合わせて必要なシステム改修等を行う予定です。 また、貸室見直しに合わせて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても予定しており、ご意見を踏まえながら、利用者の利便性向上に向けた仕組みの検討を進めていきます。	資産経営課 各施設担当所管課
14	1	団体	メール	お世話になっております。 貸室のあり方見直しに際し、以下をご検討いただきたいと思います。 私どもの団体のような非営利な任意団体ではあっても公共性の高い活動を継続的かつ定期的に行っている団体に対しては、現状のような貸室制度を継続することが望ましいと考えます。つまり、優先的使用を考慮していただきたいのです。 使用料につきましてもご考慮いただきたいと思います。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしています。併せて、団体登録制度についても一本化を図ることで、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。また、利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
14	2	団体	メール	社会教育団体の活動は区のサービスと連携し、補完しながら行っていく必要があると考えます。公共性が高く継続性のある事業については、その実施に必要な教材等を保管するロッカーや団体ごとのポストを設置していただければ、継続的活動がより活発になると思います。 以上、公平性と透明性を十分考慮した上でのご検討をお願いいたします。 継続的に利用させていただいている者として今後の貸室のあり方に対する意見を申し述べさせていただきました。	4	登録団体の備品等を格納するロッカーについては、貸室見直しにより様々な団体の利用が増加することが見込まれますが、限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
15	1	個人	FAX	区民の文化活動の為に是非今までの様に教室を貸して頂けるようご配慮をお願い致します。区民センターの建て替えのこともお聞きしておりますが代替の教室も是非ご紹介下さい。	6	現在、各施設の貸室で行われている多様な区民活動を引き続き支援できるよう、貸室のあり方見直しの取組を進めていきます。 また、学校施設については、現在、学校教育に支障のない範囲で、地域の方の利用に供しているところですが、今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進を図ることとしています。 今回の貸室のあり方見直しにより、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えていますので、是非、様々な貸室をご利用ください。	資産経営課 生涯学習課 学校施設計画課
15	2	個人	FAX	統合された学校の空教室が改装され使用出来たら嬉しいです。	6	区では、令和３年１２月に改定した区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」に基づき、南部・西部地区の区立中学校統合を進めています。 統合後の跡地や跡施設については、周辺の小中学校の学校施設の更新時における仮設校舎としての利用や施設整備に向けた活用を検討することとしています。	資産経営課 学校統合推進課 学校施設計画課
16	1	団体	フォーム	・トイレの整備 洋式トイレを増やしてほしい。 現在は和式トイレの数が多いが利用者は少ない。	6	現在の施設を即座に改修することは困難ですが、ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
16	2	団体	フォーム	・管楽器演奏の基準 新型コロナの影響で管楽器演奏が禁止になっているが、 演奏が可能となるための基準を明確にしてほしい。 区が決めるのではなく都が決めるのかもしれないが、 それでも区としてどのように決めるのか基準を示してほしい。	6	活動内容や利用人数の制限については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して、各施設所管課において判断のうえ講じているものです。 今後の感染状況等の変化に伴い、国及び東京都の方針を踏まえながら、適宜見直しを行っていきます。	資産経営課 危機管理課
16	3	団体	フォーム	・音楽室として使える施設の増設	6	現在の施設を即座に改修することは困難ですが、ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
16	4	団体	フォーム	・民間企業の利用 貸室施設の創設・利用方法・多目的の施設・複合施設など いろいろな面で民間の力を利用して、貸室を充実してほしい。 貸室管理は今でも民間に委託している思われる。 区の職員を増やすことは難しいので、民間企業を幅広く利用してはどうか。	3	「区有施設見直し計画（令和４年度～令和８年度）」では、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした施設サービスの向上や区の財政負担軽減を図るための公民連携を更に推進することとし、区は、民間では実施できないものを選択・集中してサービス提供を行うことを原則としています。	資産経営課
16	5	団体	フォーム	・登録団体は早期に長期の優先予約できないか 登録団体は教室が空いているなら、早期に長期間 例えば3ヶ月、半年、または年間で同じ教室を確保できないか。 これをすることで団体側は活動予定が立てやすくなる。	4	利用申込時期や使用料に係る団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
17	1	個人	フォーム	（ｐ.1/学校施設の計画的な更新関連） 学校施設の更新に合わせて、施設の複合化と効率化をめざすのであれば、建物の施設・設備管理と会議室の運営・運用管理を一元的に行うにふさわしい指定管理者を検討する必要がある。	6	令和３年３月に策定した「目黒区学校施設更新計画」において、今後３０年間で２４校の小中学校の建て替えを進めていくなかで、積極的に周辺施設との複合化、多機能化を図っていくことを掲げています。 複合化・多機能化にあたっては、学校施設と集約施設を一体的に管理することで効果的かつ効率的な運営を目指すとともに、建設、運営、維持管理の全般にわたり、公民連携を踏まえた効率的な手法を選択することとしており、この考え方を踏まえて検討を進めていきます。	資産経営課 学校施設計画課
17	2	個人	フォーム	（ｐ.2/地域活動拠点のあり方関連）住区センターの地域活動拠点として機能を明確にする意味でも、一般貸出の部屋とは別に住区住民会議が常時集い、使える部屋を確保することがぜひ必要。合わせて住区住民会議の事務所機能の確保も必要である。	6	住区センター構成施設である住区会議室は、地域コミュニティを支える団体の活動拠点となる「地域活動拠点機能」と一般貸出を行う「集会施設機能」の２つの機能を有しており、このうち「地域活動拠点機能」は、町会・自治会や住区住民会議といった地域コミュニティ形成に関わる団体の利用を想定しており、いわゆる貸室とは別個のものとしています。 詳細については、今後検討を進めていきます。	地域振興課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
17	3	個人	フォーム	（p.2/見直しの目的関連）「住区センター」という名称は、住区住民会議の施設との「誤解」を招きやすい。広く地域住民の活動拠点としてふさわしい名称、例えば、住区名を冠して「○○地域センター」または「○○地域活動センター」等の検討が必要である。	6	住区センターについては、構成施設である住区会議室、老人いこいの家、児童館等各機能の相乗効果により、地域住民の各世代が交流するまちづくり活動の拠点とするため整備されたものであり、住区におけるコミュニティの形成に資することを目的としています。 貸室のあり方見直しは、住区センター構成施設である住区会議室及び老人いこいの家が対象となっていることから、住区センターの名称変更の要否を含め、検討を進めていきます。	資産経営課 各地区サービス事務所
18	1	団体	書面	１．予約方法を統一してほしい ・中目黒GTプラザと緑が丘文化会館の手続きが異なる。 ・使用料の支払条件も統一してほしい。	3	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて利用手続についても見直しを図ることとしており、令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課 文化・交流課 生涯学習課
18	2	団体	書面	２．使用料の支払 ・キャッシュレス化してほしい。 ・振替も可能にしてほしい。	3	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて使用料支払方法の見直し、キャッシュレス決済の導入を図ることとしており、令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
18	3	団体	書面	３．部屋の人数制限 ・早急に解除してほしい。 ・人数（定員）が半分なら使用料金も半額にしてほしい。	6	活動内容や利用人数の制限については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して、各施設所管課において判断のうえ講じているものです。 施設使用料は、当該施設に係る維持管理経費等をもとに、利用面積や利用時間を踏まえて算定しているもので、利用人数は算定の基礎とはしていませんが、適切な受益者負担を図りつつ、新型コロナ感染拡大防止の観点から、区民の安全・安心のための取組を実践していく必要があると認識しています。 こうした考え方を踏まえながら、利用制限に伴う使用料の減額については、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及などこれまでとは違った施設の使い方も想定される中で、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進め、国や都の動向も踏まえつつ総合的に判断をしていく必要があります。 今後も区民の安全・安心を優先しつつ、引き続き、施設利用に関する検討を進めていきます。	資産経営課 危機管理課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
19	1	個人	書面	Ａ．P4の４(2)「団体登録制度の見直し」について 登録団体の要件が曖昧で、特に構成員が5名以上だが、実際は名前だけ借りてる場合も多くあり、又、区・地域に対する活動の貢献度も1年に1回でも記入すれば書類審査で合格する悪い制度です。実際とはかけ離れた申請書類の内容で誰が正確に判断出来るのかが、以前から問題がありサービス事務所と指定管理者との食い違いが多くある。 これらの評価から「団体登録制度」の４分割はより複雑になり、全く意味のない見直しである。分類するのであれば住区管理者が団体の詳細を一番把握しているので、虚偽の申請団体に対し無効の効力可能な申請書面とするべきである。又、書類審査は現場を知らないチェック機関がするので無理があり、活動内容を把握している指定管理者が承認する方策をとるべきである。又、「登録団体」の活動は大半が定期的に活動しているので、他の団体より早く予約できる現行の規則でよい。	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。 区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 また、現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分及び一部文言を修正しました。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 地域振興課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
19	2	個人	書面	B．P4の4(3)「利用時間割の見直し」について 理由も、根拠も明記せず変更する必要性はない。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な貸室利用に対応するとともに、利用枠を拡大し、より多くの区民が利用しやすいよう運用することを目的とするものです。 詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
19	3	個人	書面	C．P4の5「見直しの時期」について 施設使用料に合わせ、とあるが「見直しの目的」の税制負担の軽減が重要な課題である。多分現状では使用料収入は支出の1割程度と考えると使用料の大幅な増額、且つ貸室の量を大幅に減らす施策が最重要項目である。併せて使用料の区別化も曖昧で、統一し「地域登録団体」には別の特権を与える。	4	使用料や、利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
19	4	個人	書面	D．P5の6「貸室の見直しに合わせて検討すべき事項」について 現場を理解してない担当者が机上だけで判断せず他の関係部署と情報交換をし、検討すべきである。(5)の記述「使用率」を1つの指標として、の項目で「使用率」の統計を早急に検討すべきである。	3	今回の見直しは、全庁的な取組として、関係所管との綿密な連携により進めており、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催してきたところです。 まずは貸室のあり方見直しを適切に実施したうえで、利用率を１つの指標として分析を進め、区民の利用実態に合わせた貸室総量の検討していきます。 なお、施設別の貸室利用率については、毎年度更新を行っている施設データ集において複数年度分を取りまとめ、区ホームページにて公表しています。 ●施設データ集を更新しました（目黒区ホームページ) https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/shisetsu-datashu.html	資産経営課
19	5	個人	書面	E．別紙「貸室の範囲」について 設置目的（条例から抜粋）の内容が貸室の用途と関係ない。縦割り行政の悪い弊害である。条例を変更するか、条例から削除する。但し、文化ホールに関しては例外と考える。	2	貸室のあり方見直しは、各施設の設置条例にとどまらない多様な区民活動が展開されている状況を踏まえ、これらの活動の支援、区民相互の交流促進等を目的とする一律の位置付けに見直しを図るものです。 見直しにあたっては、条例改正が必要と考えていますので、適切に対応していきます。 なお、利用形態の特殊性や施設の性質、利用実態等を鑑み、一律の位置付け見直しにそぐわない文化ホール等については、別途検討を行うこととしています。	資産経営課 文化・交流課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
19	6	個人	書面	Ｆ．総論 見直しする場合、行政に於いて重要なのは現場を知ること。次に現状把握→分析評価→案の作成であり、区民の意見を聞くだけでなく縦割り行政をなくし議論する事が大切であると考える。 そもそも「貸室」の設置目的は行政の各部署が理屈を並べ確保したものであり、安価な貸会議室に他ならない。従って各部署に関係なく「貸会議室」として設置し、活用する方策を執ればよい。各種団体は有権者の立場を利用し、選挙で当選する人々に圧力をかけるので決定する機関は区内の中立的な組織で構成する団体が望ましい。	3	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に適切に対応するため、一律の位置付けとすることを基本的な考え方の１つとしています。 現在、各施設の貸室で行われている多様な区民活動を引き続き支援できるよう、取組を進めていきます。 見直しにあたっては、条例改正が必要と考えていますので、適切に対応していきます。	資産経営課
20	1	団体	メール	7年前区民センター主催のフラダンス教室を終えたメンバーが、そのまま先生に御指導を受けたいと、お教室を開きました。高齢者が多い為、忘れ無い様に第1第2、木曜日の月2回と決めて、活動を開始しましたが、当初は会場が取れず、場所、曜日が変わったりで、会場を間違えたり曜日を間違えたりの人がいて、右往左往していました。最近，区民センターリクリエーションホール，と場所，曜日，時間と固定して取る事が出来、メンバーが歳を重ねていますので、ホットしています。 区民センターの建て替えがあるのなら、小さな部屋二つを利用目的によって、一つに広げる部屋があると便利と思います。	6	目黒区民センター建て替えの検討については、多くの区民意見や民間サウンディング調査結果を踏まえて、多角的な視点をもって取組を進めてきたところです。諸室の仕様については、今後策定する「基本計画」の中で整理していきますが、区民センター内に整備する貸室は、従来のような定員や用途を限定した密室空間だけではなく、用途、人数といった利用実態に応じた効率的な区民活動支援に向けた運用、仕様を可能にする柔軟な空間とする方向で検討しています。	資産経営課
20	2	団体	メール	利用者番号一つで、どこでも取れる様になるとうれしいです。 パソコンで空き室一覧が一目で解るとうれしいです。 空き室以外に使用予定の部屋は、利用団体名を入れて頂くと、（こんな活動をしているのか、ちょっと覗いて見ようかな）という気がおこります。	3	貸室の位置付けの見直し、団体登録制度の見直しにより、複数の登録団体に重複して登録することなく、区内の様々な貸室を利用しやすくなるものと考えています。 また、今回の見直しは、団体間の情報交換や連携・協力を促進し、地域コミュニティの活発化や活動の充実を図ることも目的の１つとしています。個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
21	1	個人	メール	１．利用可能な施設が有効に活用されるように、見直すことに賛成です。	2	貸室のあり方見直しは、効果的、効率的な管理・運営を実現し、多くの用途で利用できる施設としていくことを目的の１つとしていることから、趣旨に沿って取り組んでいきます。	資産経営課
21	2	個人	メール	２．施設予約に置いて、その施設の特徴を生かすために、現在の登録団体の3か月前の優先予約は維持してほしいです。	4	新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
21	3	個人	メール	３．行政使用と重複し、予約できないことが多々あったので、ルールの策定を提案します。例、３か月前は予約不能の場合、行政使用が中止されても随時予約可能にするのでなく、２か月前、１か月前に予約可能かチェックできるようにする。	6	貸室の行政利用については、区の事業運営上行うものですが、その予約は必要最小限として、不要となった予約は速やかに取り消しを行うこととしています。こうした取扱いを徹底するとともに、可能な限り区民の皆様の利用に供するよう適切な運用に努めていきます。	資産経営課
21	4	個人	メール	４．社会教育施設である学校サポートセンターも対象にするべき。	6	めぐろ学校サポートセンターは、目黒区立学校を総合的に支援し、学校教育の充実及び振興を図るために設置された施設であり、研修室等については、当該施設の使用及び施設の管理運営に支障のない範囲で使用を許可する目的外使用としての取扱いとなります。 このため、公の施設の使用とは利用形態が異なることから、今回の貸室のあり方見直しの範囲とはしていません。	資産経営課 教育支援課
21	5	個人	メール	５．学校施設と社会教育施設の複合化・多機能化に合わせ、全学校施設を見直すべきです。五本木小学校のみ、1民間団体の使用を認めるのでなく、公募して、区全体の区民活動を支援するべきです。	4	今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、貸室のあり方見直しに合わせて、学校開放など学校施設の使用に係る見直し、適切な受益者負担の導入について検討を進めることとしており、学校教育に支障のない範囲で、区民活動を引き続き支援する考えです。 公の施設使用料と均衡を図りながら、検討していきます。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
22	1	団体	書面	「貸室の在り方」というよりは、施設を借りるべく４か月前からオンラインで抽選にエントリーしている団体の責任者（施設予約の担当者）として意見を述べますので、ご検討願います。現状の貸室のあり方に問題点が有るのなら、具体例を提示して欲しかったのが率直な感想です。此処では施設を利用しているものからの意見・問題点を羅列させていただきます。 先ず、ホームページを開いても冒頭に記述した「抽選」「予約」に至る工程の説明が見えません。詳細（貸与の何カ月前の何月何日の何時から抽選に臨めるのか、その当落の決定は何月何日の何時から）等の記載が無く、ホームページ上ではコールセンターに訊くことを前提としており「入口」が狭いのです。	4	施設利用に係る説明については、利用する施設及び団体区分によって異なることから、目黒区のホームページ上の各施設のページに掲載していますが、今後も、分かりやすい案内に努めていきます。 ●施設案内（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/index.html	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
22	2	団体	書面	次に社会教育館と各住区とでの使用規則が全く異なり、縦割り組織そのものです。例としてコロナ禍での料金の支払い方法は固より金額の多寡や領収書の提示義務等が該当します。貸室のあり方の見直しは貸室の予約の取り難さを是正することで多くを解決できると考えます。	4	現在の「施設ごとの貸室」から転換し、一律の位置付けに見直しを図るとともに、併せて、利用申込手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしており、貸室利用者の利便性向上に向けて取り組んでいきます。	資産経営課 各地区サービス事務所 生涯学習課
22	3	団体	書面	今後の新しい構想の中で「新団体登録制度」の呼称が仮称だとしても新し味に欠けます。団体区分の何れもが登録制ならば、「登録団体」の名称は混乱を生じます。さらに「一般団体」や「その他団体」の規約には５名の枠は必須ではなく、新たに細分化される昼の時間帯を「登録団体」と同じように使用できるのであれば、現状以上に借用することは困難になります。	4	新たな団体登録制度においては、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 団体区分や団体名称、要件、団体支援策の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
22	4	団体	書面	利用料金そのものが隣接する世田谷区のそれよりも高額であり見直しを求める声もあります。区として現状の問題点を浮き彫りにされ、今後さらに検討されることを期待して止みません。	4	使用料については、各自治体の判断で適切に考え方を定め、設定しています。目黒区においては、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
23	1	個人	書面	（利用時間割について） 午前・午後①・午後②・夜間の区分にするのではなく１時間単位での利用が出来る方がよい。 私の所属する団体では、日曜日の１４：００から１６：００で使用している。 それだと午後①、午後②にまたがるのではないかと心配している。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。 細分化することによる影響も十分に踏まえながら、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
23	2	個人	書面	（団体登録制度の優遇措置について） 利用申し込み時期、使用料金の優遇は継続してほしい。	2	新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
24	1	個人	メール	１．貸室の一律化について 施設ごとの団体登録を必要としない点は賛成です。 ただ、老人いこいの家については、今後益々高齢化するなかで高齢者の社会活動を促すために現状のままでも良いかと思います。	4	老人いこいの家については、住区センター構成施設として地域コミュニティ形成を担う機能を有していることを踏まえながら、貸室として取扱うことで、これまで老人いこいの家が担ってきた、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能拡充を図りつつ、併せて広く多世代が交流でき、コミュニティが醸成できる施設としていく事を目指していきます。	資産経営課 高齢福祉課
24	2	個人	メール	２．利用時間の見直しについて 午後区分を２分化することに反対します。 文化ホールの利用時間区分は利用形態から午後区分を２分化するのは難しいと思われます。そのため施設により利用区分が２通りになり、混乱を招く恐れがあります。従来通りの区分にしていただきたい。 もし利用時間を変更するならば、例えば 午前区分9:00～13:00、午後区分14:00～17:00、夜間区分18:00～22:00 各区分の利用時間は全て４時間になります。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 文化・交流課
24	3	個人	メール	３．住区センターおよび社会教育館に設置しているコピー機および印刷機について 標記の設備については引き続き設置いただきたい。 施設にかかわらず登録団体、一般団体はどの施設でも同一料金で利用できるようにしていただきたい。	6	貸室のあり方見直しに合わせて、コピー機等、施設利用に付随する各種サービスの取り扱いについても整理・検討していきます。	各地区サービス事務所 生涯学習課
24	4	個人	メール	４．小学校と住区センターの併設について 小学校の改築に伴い、住区センターを併設することを検討されているとのことですが、７月１９日の「貸室の在り方見直しに関する説明会」でご意見がありましたように、小学校の安全管理上に十分な配慮が必要と思います。 併設するとしても、施設への出入りを小学校と完全に切り離すことや夜間、休日の警備に十分な配慮が必要かと思います。	6	小中学校の建て替えにあたっては、「区有施設見直し方針」や「区有施設見直し計画」、「学校施設更新計画」を踏まえ、周辺施設の複合化、多機能化を図ることとしていますが、施設配置にあたっては、学校施設と集約施設の動線分離などにより児童生徒の安全を確保するよう配慮する等、適切な安全管理を図ることとしています。	資産経営課 学校施設計画課
24	5	個人	メール	５．文化ホール使用料金について 今回のパブコメの趣旨からはややずれますが、文化ホール使用料金の見直しも併せて検討いただきたい。 現在は大ホールは¥1,000以上、小ホールは¥3,000以上の入場料を徴収する催事は登録団体等を問わず、使用料が1.5倍になる条例になっています。小ホールはまだしも、大ホールの千円以上という縛りは時代にそぐわない金額と思います。 目黒区公会堂時代の条例がそのままになっているのではないでしょうか。 大ホール、小ホールともに3,000円までは増額にならないように条例を変えていただきたい。	6	文化ホールを含めた各施設の使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 ご指摘の入場料を徴収する場合の増徴規定については、今後の検討課題とさせていただきます。	資産経営課 文化・交流課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
25	1	個人	FAX	本案については、各施設がいつでもどこでも多くの区民が利用できる区民交流活動室（仮）にすることで地域活動などを活性化できる見直しに賛成である。	2	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること、団体間の情報交換や連携・協力を促し、多世代交流や相乗効果を生み出すことで地域コミュニティの一層の活発化を図ること等を目的としているものであり、趣旨に沿って取り組んでいきます。	資産経営課
25	2	個人	FAX	団体登録制度については、区内の各種団体が色んな施設を利用できるように施設の設置目的にとらわれることなく、利用団体の考え方で利用できるように、団体登録区分は、一般団体（区民団体）とその他団体の２種類でよいのでないか。 行政の縦割り的な考えの施設目的区分では、将来統廃合・複合化・多機能化などを行う場合や管理を民間委託する場合などで無駄が生じると考える。 この度、目黒区の８住区センターの管理が令和６年度より民間に移管することで、地区サービス事務所の主導で進んでいる。	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 また、現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分及び一部文言を修正しました。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
						なお、一律的見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	
25	3	個人	FAX	利用時間割見直しは、多くの区民が利用費負担軽減と効率的活動のために４区分でなく１時間毎の区分で利用できるように細分化すべきである。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。細分化することによる影響も十分に踏まえながら、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
25	4	個人	FAX	施設利用申し込みと利用費支払い方法は、本案の実施よりも早く、利用の予約、費用の支払い、キャンセル還付がキャッシュレスで行える仕組みを導入してほしいと考えている。	4	令和７年度に貸室の位置付けや団体登録制度、利用時間割の見直しを行うことで、貸室利用に係る様々な取り決めに変更が生じることから、利用手続きや使用料支払方法については、これに合わせて見直しを図ることが適切と考えており、いずれも令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課
25	5	個人	FAX	本案は、条例の改定時期にこだわらず議会を巻き込み、柔軟な行政改革に取り組み、これからの時代を先取りすることが必要であると考えます。	3	令和７年度の見直し実施に向けて、議会や区民の方への適時適切な周知、意見募集を行うとともに、貸室を取り巻く状況を踏まえながら取り組んでいきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
26	1	団体	メール	中小企業センターの設置目的にある「目黒区における中小企業の振興を図るため」の事業具体的には、「中小企業向けのセミナーや講演会」、「中小企業が集まった会議、懇親会」などを行っています。 今回の見直しで1点気になりますのは、中小企業センターの設置目的でもある事業を実施したいのにその他の区民のみなさまの会合等で、中小企業センターの貸室（会議室）が利用できなくなる（予約等が優先されず、希望日に実施がかなわなくなる）ことを心配（危惧）しております。 上記しました中小企業センターの設置目的から中小企業センターに入居しており、このように関係が深い団体には優先（他者より早めに日程を予約できる、など）されるなどの運用（規定）が必要と考えます。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の一つとしており、併せて、団体登録制度についても一本化を図ることとしています。また、これまで中小企業センターの利用に当たっては、従前から団体登録制度による優先予約等は行っていません。 このため、団体登録制度による優先予約によって、産業関連団体が行う中小企業向けのセミナー等の会場予約に影響が出ることが予想されますが、見直しにより、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果もあると考えています。併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。 また、産業関連団体と区の共催によるセミナー等については、これまでと同様に区の事業実施の中で会場を確保することに変わりはありません。	資産経営課 産業経済・消費生活課
26	2	団体	メール	また利用時間の見直しについてでずが、セミナーや講演会は14時～16時で実施していますので貸室としては、13時～17時で利用できるよう希望します。 また会議においては、終了後昼食（弁当）をとることが多く11時～13時で実施しますので、予約としては10時～14時で利用できるようになるとありがたいです。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
27	1	個人	書面	・会議室の一般新規登録の場合、身元確認のための（免許証など）必要があると思います。 ・いこいの家の貸室利用も、誰でも可となっています、身元確認（免許証など）必要と思います。登録団体ではない場合、事件があったとき、追跡できない。	4	新たな団体登録制度の運用に向けて、団体登録に係る本人確認等については適切な方法を検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
28	1	個人	FAX	４２年間目黒に住んでいます。社教館や住区センターは私たちの地域活動の拠点として存在しています。子供たちが小さい頃はクリスマス会やお楽しみ会、また、親同士の親睦を深める場所でした。そして老人となった今は、自分たちの生きがいのための趣味の場や勉強会の場所として利用させていただいています。 今回突然出された「貸室のあり方見直し」を読んで、まず、「今なにか問題があるの」という疑問でした。そして、見直しの目的の文面が全く理解できませんでした。特に上の〇マル三つは、文面は素晴らしいのですが、具体的には何がどう変わるのかは全くわかりません。イメージのイラストについては頭をひねってしまいました。 先日、社教団体の説明会がありましたが、細かい内容については、「今検討中です」が多く、私たち利用者の疑問には答えてくれていませんでした。それぞれの機能は残すとは言われましたが、社会教育まで「貸室」にしていいのかと。８月１日が〆切ということですが、どう意見を出したらいいのか悩んでいます。もっと区民に説明が必要だと思います。	4	貸室のあり方見直しについては、令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」において、具体的取組の１つとして掲げており、今回は、これに基づき、見直しを実施するための基本的な考え方（案）をお示しさせていただいたところです。 また、見直しにあたっては、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。このため、社会教育館という施設そのものを廃止するという趣旨ではなく、区有施設全体を使いながら、生涯学習事業を充実させていくことを目指しています。	資産経営課 生涯学習課
28	2	個人	FAX	当然、〇マルの下にある会場費は値上がりするのでしょうが、時間帯や利用費についても案を出してから意見を求めるのが基本ではないでしょうか。「区民の誰もが幅広く利用できる空間」には、地方自治体としての人も費用も必要だと思います。	4	使用料金額そのものは、受益者負担の観点から、自治体が責任を持って設定するものであり、パブリックコメントを求める対象ではありません。 使用料については、原則として４年ごとに改定することとしていることから、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
29	1	団体	FAX	今般、首記「～考え方（案）」の提示があり、意見の募集がありましたので、施設を利用している当会として、以下の通り「意見」を取りまとめました。宜しくご検討をお願い致します。 （１）今回の件は、「めぐろ区報No.219」にて知りました。「提出期間：８月１日まで」というのは、とても丁寧な説明だと思えません。区の資料だけで状況や今後のことなど、本当はどうなのかなど、わからないことだらけです。区の文書を理解することも難しく、こんな短期間で多くの利用者の意見が聞くことができるのか、私たちには理解ができません。	4	本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き施設利用者の方への適時適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
29	2	団体	FAX	（２）まずは「貸室」という考え方がどうなのか、名称に違和感を覚えます。なぜ、「集会施設」ではないのですか。「会議室」「研修室」ではないのですか。	4	平成２９年度に策定した「区有施設見直し計画」では、重点的な取組として「施設の機能に着目した見直し」を掲げていますが、取組の趣旨を踏まえ、活動場所提供機能をもつ会議室や研修室を総称し、「貸室」という文言を用いているところです。今回の見直しは、区有施設見直し計画の考え方を踏まえた具体的取組となることから、同様に「貸室」と表現しています。	資産経営課
29	3	団体	FAX	区内の住民や勤労者の福祉向上と住民自治拡大のためには、「会議室」「研修室」は無料でもよいと考えますが、目黒区行政の方々はそうは考えないのでしょうか。	5	公の施設サービスについては、税金による運営となるため、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る必要があると考えております。また、当該サービスの性質や目的、利用の形態などを踏まえたうえで負担割合を設定し、利用者に負担を求める受益者負担の考え方を原則としており、このように適切な自治体運営を行うことこそ行政の責任だと考えています。	資産経営課 産業経済・消費生活課
29	4	団体	FAX	（３）区施設の多くは、多種の設置目的から設立されており、それぞれ独自に利用され続けています。その本来の「目的」は、もう不要になったのですか。それぞれの施設を利用・運用されている方々に、事前に意見を聞いたり、どんな意見をもっているのか全く触れられておらず、単に目黒区だけが「こうしたい」と言っているだけに見えてしょうがありません。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 令和７年度の見直し実施に向けて、施設利用者の方への適時適切な周知、意見募集を行うとともに、貸室を取り巻く状況を踏まえながら取り組んでいきます。	資産経営課
29	5	団体	FAX	（４）「午後の時間を分割」など、まったく利用者の都合を理解していません。ご自分たちが短時間の会議に利用しているので利用者も・・、と考えているとしか思えません。利用者の多くは、決まった時間にピタリ始まり終わりもピタリ、とはいかないこと、行政の皆様には理解できないのでしょうね。利用者の都合から言えば、設定の時間のうち、本当にみんなが揃って使っている時間は、「使用時間」の６~７割くらいです。短い「使用時間」では、みんな使えません。ついでにいうと「夜間」の時間についても、「午後９時まで」は使える時間が短いため、「午後１０時まで」として下さい。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
29	6	団体	FAX	（５）目黒区では、年間を通して会議室を確保していますが、自分たちだけ特権的な「えこひいき」しないで下さい。利用団体と同じ条件（＊予約時期）で、施設確保を行うようにして下さい。そうすれば、もう少し利用者、ひいては区民と同じ目線に立つことができると思います。このことは、今回の件等とは別に、すぐにでも検討・実施を要望します。	6	貸室の行政利用については、区の事業運営上行うものですが、その予約は必要最小限として、不要となった予約は速やかに取り消しを行うこととしています。こうした取扱いを徹底するとともに、可能な限り区民の皆様の利用に供するよう適切な運用に努めていきます。	資産経営課
29	7	団体	FAX	以上のことから、さらなる現況や利用者の意見などを提供願います。また利用者・区民への丁寧な説明、および意見の聞き取りできるよう、説明会など時間を確保のうえ開催してください。	4	本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
30	1	個人	フォーム	①在宅勤務者や自習スペースを必要とする人のためにコワーキングスペース開放していただければと思っております。私も移動先で勤務することがありますが、自治体によっては「いいアプリ」というアプリを使って、管理業務を逓減しながら上手に運営しているところがあります。目黒区でもぜひ、実現していただけると嬉しいです。	4	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としているものです。 区民活動の多様化に伴い、新型コロナ感染拡大に伴う在宅勤務の増加やコワーキングスペースの需要拡大等とともに、これまでとは違った施設の使い方も想定される中で、受益者負担の観点を踏まえながら、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進めていきます。	資産経営課
30	2	個人	フォーム	②一部をテイクアウト用のカフェとして改装し、事業者を募集、地域住民の散歩の立ち寄り場として運営するのもいいかと思っております。高齢の方には散歩の目的地を作ることによるフレイルの防止、同年代のみならず若い年代の方との交流等、コミュニケーションによる活性化も図れると思います。また、犬の散歩の方にも対応することによって収益の安定化も考えられます。	4	限られた財源の中で施設サービスを持続可能なものとするためには、常に施設サービスの必要性を検証し、併せてそのサービスを区が担う必要があるのか確認しながら、サービス向上や区の財政負担軽減を図るための公民連携を更に推進する必要があると考えています。 このように、区では、公民連携を軸とした選択と集中によるサービス展開を行うことを基本的な考え方としていますが、ご意見は今後の検討課題とさせていただきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
31	1	団体	FAX	他区では、ずい分前から行われていたことが、ようやく目黒区も行うと聞いて、大いに賛同しています。 ①スポーツ振興が管理する体育館が対象となっていない。大変おかしな事です。地域活動、健康寿命等を考えた時、区民の自発的行動を活用するべきです。	6	今回の見直しは、会議室や研修室等、活動場所提供機能をもついわゆる「貸室」を対象としたものであり、体育施設は含まれません。しかし、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中では、体育施設を含めた公の施設の使用料算定等に関する内容をお示しする予定です。具体的な内容は、今後検討していきます。	資産経営課 スポーツ振興課
31	2	団体	FAX	②時間帯利用の効率化の為、規則内で高齢者グループの優遇をお願いします。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしており、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられます。しかし、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなることから、多世代交流を生み出す効果もあると考えています。 見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課
32	1	団体	メール	多様化した近年の社会情勢を考えれば、区有施設見直し計画に伴う貸室の在り方の検討は、迅速かつ慎重に進めるべきです。貸室使用の簡素化は私たちも長年望んできたところです。以下、利用者としての意見を列記します。 １．位置づけの見直し 施設の目的別に窓口や使い方が異なる現在の貸室を、一律に「区民交流活動室」とし、幅広い活動を可能にする点は大いに評価できます。そのためには「活動室たより」（仮）のような広報紙を発行し、各団体の活動を紹介し交流、提携を促進するなどの工夫が必要と考えます。（市民団体の育成）	4	今回の見直しは、団体間の情報交換や連携・協力を促進し、地域コミュニティの活発化や活動の充実を図ることも目的の１つとしています。個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
32	2	団体	メール	また、現在予約制度はIT化されているものの、利用料金の支払い、予約取り消しなどは各施設の窓口に出向く必要があるので、これらの手続きも簡素化していただきたい。但しデジタル環境に対応出来ない利用者の利便性も考え、電話・Faxの対応窓口も設置して「区民の誰もが」利用できる仕組みを検討してください。	3	貸室のあり方見直しと合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしています。また、施設を利用する様々な方々の利便性向上の観点や時代の流れを踏まえながら検討する必要があると認識しています。 年代等を問わず様々な方にとって使いやすい仕組みとするよう検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
32	3	団体	メール	２．団体登録制度の見直し 登録団体の承認については、要件を規約や構成員名簿の提示だけでなく、活動の 履歴と共に現状の活動内容など、きめ細かい審査が必要と思います。 住区センターの貸室の場合、一般登録団体は窓口での申請のみで、区のコミュニティ施策に沿った利用かどうかの活動内容は精査されないそうです。使用料の優遇策も含めて「その他団体」との区別を明確にしてください。	4	今回の見直しにおける、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉えるという考え方を踏まえながら、団体登録制度における審査についても、適切に進めていきます。 新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所
32	4	団体	メール	３．利用時間の見直し 基本的に賛成です。夜間の利用について、学校の音楽室・体育館を登録団体が利用出来るようにして、各施設で予約が取りにくいレクリエーションホールを補完してはどうでしょう。昼間の利用が困難な世代が、音楽・演劇など多様な活動を楽しめる空間ができると考えます。	4	学校施設については、現在、学校教育に支障のない範囲で、地域の方の利用に供しているところですが、今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進を図ることとしています。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
32	5	団体	メール	４．その他 貸室の利用実態に即した施設総量の適正化は必要ではありますが、公共交通の駅 に近く、区民が利用しやすい施設は拡充し、学校・住区の地域の拠点化も、両輪で検討をお願いします。	4	令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」では、貸室のあり方検討の取組の１つとして、個々の施設の区民の利用実態に合わせた施設規模としていくことを示しています。 指標の１つとして、施設の利用率を踏まえることが考えられますが、学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化の検討を進めながら、施設総量を効果的・効率的なものとしていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
33	1	個人	FAX	社教での説明会に参加させていただきました。貸室として出されている施設はそれぞれ役割があって作られ運営されて来たものと思います。今回出されている貸室の中で、そこがどう変わるのかがよくわかりません。利用団体だけではなく、一般区民にもわかりやすく説明してほしいと思います。	6	貸室のあり方見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。 見直しにあたっては、施設の機能・事業と貸室を分離し、施設の機能・事業は、事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 このため、目的別の施設で展開されてきた様々な登録団体の多様な活動を否定するものではありません。また、社会教育館という施設そのものを廃止するという趣旨ではなく、区有施設全体を使いながら、生涯学習事業を充実させていくことを目指しています。 意見募集にあたっては、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布のほか、複数日程で説明会を開催する等、施設利用者の方に説明を行ってきたところですが、引き続き丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。	資産経営課 生涯学習課
34	1	団体	メール	住区センターで地域活動団体として登録されている団体には「住区におけるコミュニティの形成に資する」活動でないところが多いようなので、登録団体については、全体で目黒区内と区外で分ける事でよいと思いますが、中には条件に沿った活動をされている団体もあるので、優遇されるべき団体についての配慮も必要ではないかと思います。	4	今回の見直しにおける、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉えるという考え方を踏まえながら検討を進め、利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
34	2	団体	メール	利用登録の際、地域活動団体については「地域活動」または、「地域コミュニティ支援」などの文言を良く聞きます。しかし、活動内容が曖昧な団体も多くあり、いつも迷います。多くの団体で地域活動団体になるために、活動内容の表現など工夫しているように思います。活動内容に関わらず、区民団体、区外団体のような分け方がわかりやすく曖昧さが解消するのではないでしょうか。ただし、活動内容は、公共の施設で行うのにふさわしいかを審査する必要はあると思います。	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。 区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 また、現行の団体登録制度においては「半数以上が区民であること（社会教育関係団体のうち青少年団体については３分の１以上が区民であること）」という要件があり、新たな制度においても「構成員の半数以上が区民であること」という要件を継続する方向で検討し、構成員の半数以上が区民である団体を区民団体とすることで、実質的に区民・区民以外の区別が一定程度図られるものと考えています。 いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP4の表の団体区分及び一部文言を修正しました。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
34	3	団体	メール	「貸室のあり方について」の意見ではありませんが、夜間の会議室の利用時間は２１時までになっていますが、管理者の勤務時間も２１：００までになっており、仮に２１：００に退館されるとその後の施錠や確認のため勤務時間を過ぎてしまいます。利用時間を２０：４５までと明記するとか、管理者の勤務時間を２１：１５までにするとか変更が必要ではないかと思います。	6	ご意見は、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	各地区サービス事務所
35	1	個人	書面	・貸室の利用率のデータが必要だと思います。（意見を求める前条件として）	6	施設別の貸室利用率については、毎年度更新を行っている施設データ集において複数年度分を取りまとめ、区ホームページにて公表しています。 ●施設データ集を更新しました（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/shisetsu-datashu.html	資産経営課
35	2	個人	書面	・利用する場合、抽選申し込み、当選等はパソコンで行っています。料金の支払、キャンセルは、現地に足をはこび金銭を支払っています。全てパソコン上で実行出来、足をはこぶ必要が無いよう、ソフト変更して頂きたい。	3	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
36	1	個人	メール	１）団体区分について 登録団体、一般団体とその他はおそらく区別がつかない→構成員の数を調整すればどうにでもなる。施設の設置目的も書きようで判断の材料が少ないのでどうにでもなる。 施設を横断的に利用となれば益々曖昧となるのではないかと思われる	4	現行の地域活動団体の登録については、制度の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めていきます。区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、各施設の設置目的に沿った区民活動を支援してきました。今後、施設の更新（大規模改修や建替え）を行う際には、平成26年3月策定の区有施設見直し方針において、類似した機能をまとめる集約化や様々なニーズに対応できるよう多機能化を図ることとしています。 貸室のあり方見直しでは、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 なお、今回の見直しによる制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
36	2	個人	メール	２）幅広い利用について ○広く利用ができるのは良いし、空いている部屋を無駄にしない視点は必要と思う。財政面での見直しは当然必要なことと思う。施設の利用の仕方に工夫も必要と考える。 ○しかし、現況がどのように使われているか利用率などの提示がないので判断しにくい。使われていない施設がどのようにあるのか判断材料を丁寧に示してほしい。住区センターの利用率はそれぞれと思うが適正に運用できていると思える。	3	貸室のあり方見直しの目的としては、効果的、効率的な管理・運営を実現し、多くの用途で利用できる施設としていくことや、施設の快適性・安全性の確保を図るとともに、施設総量の適正化、財政負担の軽減を見込むこと等を掲げています。 なお、施設別の貸室利用率については、毎年度更新を行っている施設データ集において複数年度分を取りまとめ、区ホームページにて公表しています。 ●施設データ集を更新しました（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/shisetsu-datashu.html	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
36	3	個人	メール	○いこいの家は高齢者の居場所、拠り所となる場所で対象とするのは不適当と考える。 カードがあればふらっと立ち寄れるのは大事で、住区センターはオープンスペースで代用できるものの、やはり安らぎ感が異なる。オープンスペースは主に子どもが利用している。交流ができるという面も考えられるが実際は気兼ねのない利用ができなくなると思われるし、そこまで広くはない。老人クラブの備品もあるのでその対処も必要になる。	4	老人いこいの家については、住区センター構成施設として地域コミュニティ形成を担う機能を有していることを踏まえながら、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。 登録団体の備品については、限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。	資産経営課 各地区サービス事務所 高齢福祉課
36	4	個人	メール	３）幅広い交流、連携 どのようにすれば記載のようなことができるのでしょうか。 現在でもインターネットでの利用申し込みになり、窓口は当日とならないとどのような団体が利用するのかわからない状況。利用者の顔がわかりにくいのにより多くの団体の利用を考えると数は増すかもしれないがつながりは薄くなると考える。 私が属する住区住民会議でも工夫して利用者懇談会、利用団体の発表会を企画し交流の機会、認知度を上げる活動をしているが、登録団体に比し参加団体は多くはない。真に地域に根づいて一緒に活動をしよう、住区センターを使わせてもらっているという意識の団体のみが参加している。積極的に団体が交流・連携を求めているのでしょうか。	4	今回の見直しは、団体間の情報交換や連携・協力を促進し、地域コミュニティの活発化や活動の充実を図ることを目的の１つとしています。これまでは、施設ごとの登録団体による活動が主であったところ、今回の見直しにより、様々な団体の活動が、施設の枠を超えて展開されることを期待するものです。個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
37	1	個人	書面	・各所での空室がないように、いろいろな人が利用できるよう有効活用して欲しい。	2	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること、効果的、効率的な管理・運営を実現し、多くの用途で利用できる施設としていくこと等を目的としているものです。	資産経営課
37	2	個人	書面	・今のニーズに合った施設（音楽ホールや運動、ダンスホールなど）が必要である。	6	ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
37	3	個人	書面	・映像の機器類を新しく。	6	ご意見は、今後の施設管理・運営の参考とさせていただきます。	資産経営課
37	4	個人	書面	・価格は低くして欲しい。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
38	1	個人	FAX	１．目黒区エコプラザの指定管理事業に携わっている団体の代表をしています。 当団体は、エコプラザの事業として従来どおり同じ場所で、同じ曜日、時間帯で、活動させていただくことを希望します。 ２．１以外の曜日や時間帯に、違う目的の為に貸室にしてもらうことは問題ありません。	4	区の事業運営上必要となる利用については、事業を継続して実施できるよう配慮しながら検討を進めていきます。	資産経営課 環境保全課
38	2	個人	FAX	３．予約をＷｅｂ等で一つの受付として管理されるのは問題ありません。	3	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しについても検討を進めることとしています。	資産経営課
39	1	個人	メール	・登録団体ならば、全ての施設が使用できるという見直し案は賛成です。 私どもの団体は、小さなお子さん連れで活動することが多く、ゆえ、会議室よりも和室の方が使い勝手がいいので、老人いこいの家の貸室が使用できるようになることは活動の機会が増えることにつながります。今まで、活動場所を探しているなかで、老人いこいの家なら使いたい時間に空いているということが多かったです。見直しによって、多世代交流も生まれやすい場となるよう、期待できます。 ただ、今まで、設置目的によって優先利用が保護されていた団体も多くあると思います。それらの団体が見直しによって、活動に制限ができたり機会を奪われたりしないよう、見直し後も何らかの形で優先されることは必要かと思います。	4	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としているものであり、これにより、区内の様々な貸室を利用しやすくなるものと考えています。 また、団体登録制度についても一本化を図ることとしていることから、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課
39	2	個人	メール	・時間枠の見直しについても午後を2枠にすることで、利用する機会が増えると思われます。午後２枠にすることによって、今までよりも使用料が高くなってしまう場合もあるならば、２枠続けて取った場合は少し割引する制度があるといいかもしれません。 午後を２枠にすることで、１枠だけで十分な活動ができる団体、２枠が必要である団体が、どちらも今までと同じように活動ができる機会は必要です。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
39	3	個人	メール	・支払い方法の見直しについて。キャッシュレス化は当然のことながら、支払える場所窓口を、現状の予約した施設窓口だけではなく、区内どこの施設窓口でもできるよう改善を求めます。	3	貸室のあり方見直しと合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしていますが、施設を利用する様々な方々の利便性向上の観点や時代の流れを踏まえながら検討する必要があると認識しています。 年代等を問わず様々な方にとって使いやすい仕組みとするよう検討を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
39	4	個人	メール	・今後、見直しについて更に内容が細かく案が出てくると思われますが、区民や使用団体に見直し案を提示し、その都度、意見を拾えるような進め方を希望します。	4	今後、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
40	1	個人	FAX	目黒区の登録団体を優遇する。 ・利用申し込み：例えば目黒区の団体を一カ月前までにし、区外団体はその後申し込みをする。 ・利用料金：区内と区外で区別する。1.5～2倍にする。 ・利用団体の登録更新：更新時の確認をしっかりする。目黒区在住、在勤などの確認。名前かしが無いように。	4	新たな団体登録制度においては、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
41	1	団体	メール	１．すべての施設の予約方法を統一してほしい 中目黒GTプラザと緑が丘文化会館の予約手続きが異なるので統一してほしい。	3	利用者の利便性向上に向けて、貸室のあり方見直しに合わせて利用手続についても見直しを図ることとしており、令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課 文化・交流課 生涯学習課
41	2	団体	メール	２．使用料の支払いについて （ア）上記に関し、支払い条件も統一してほしい。 （イ）キャシュレス化してほしい。 （ウ）振替を可能にしてほしい。	3	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて使用料支払方法の見直し、キャッシュレス決済の導入を図ることとしており、令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課
41	3	団体	メール	３．部屋の人数制限について（現時点での話でもありますが） （ア）早急にもとに戻してほしい。 （イ）定員が半分なら使用料金も半分してほしい。	6	施設使用料は、当該施設に係る維持管理経費等をもとに、利用面積や利用時間を踏まえて算定しているもので、利用人数は算定の基礎とはしていませんが、適切な受益者負担を図りつつ、新型コロナ感染拡大防止の観点から、区民の安全・安心のための取組を実践していく必要があると認識しています。 こうした考え方を踏まえながら、利用制限に伴う使用料の減額については、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及などこれまでとは違った施設の使い方も想定される中で、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進め、国や都の動向も踏まえつつ総合的に判断をしていく必要があります。 今後も区民の安全・安心を優先しつつ、引き続き、施設利用に関する検討を進めていきます。	資産経営課 危機管理課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
41	4	団体	メール	４．いろいろなニーズに応えられる多様な施設を希望します。 (ア) 100 名規模の施設はぜひ作ってほしい。 (イ) 緑ヶ丘文化会館が工事中の時も、100 名規模の集会室の確保をお願いします。	4	現在の施設を即座に改修することは困難ですが、ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
41	5	団体	メール	５．Wifi を必ず構築してほしい。	4	区民活動の多様化に伴い、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及など、これまでとは違った施設の使い方も想定される中で、受益者負担の観点を踏まえながら、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進めていきます。	資産経営課
41	6	団体	メール	６．喫茶室、談話室等、飲食ができる場を設けてほしい。	6	ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
41	7	団体	メール	７．ロッカーの種類（大きさ）増やしてほしい。	6	各施設のスペースは限られていることを踏まえながら、ご意見は、今後の施設運営にあたっての参考とさせていただきます。	資産経営課
41	8	団体	メール	８．印刷室、作業室のスペースを拡大してほしい。	6	ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
41	9	団体	メール	９．世田谷区の「がやがや館」のような施設を希望します。	6	ご意見は、今後の施設整備の参考とさせていただきます。	資産経営課
42	1	個人	メール	地域の仲間が集まって活動をする場として、社教館や住区センターなどの目黒区有施設を利用させていただき、ありがとうございます。 (1)貸室の位置付けの見直しについて 「施設ごとの貸室」で考慮されていた、その地域だから利用が可能だった団体、例えば参加者が高齢の方、障害のある方、乳幼児連れなど、遠くの施設には行きづらい団体は、引き続き考慮されることを望みます。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしており、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられます。しかし、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課
42	2	個人	メール	(2)利用時間割の見直しについて 現在の3区分では、午前･午後･夜間で、清掃などのため1時間の空きを設けていますが、それを30分に短縮し、4区分に改訂してはどうでしょうか。 午前(9:00～12:00) 午後①(12:30～15:00) 午後②(15:30～18:00) 夜間(18:30～21:00)	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
42	3	個人	メール	(3)パーシモンホールの使用料について 現在、芸術文化活動団体は使用料が半額ですが、それ以外の目黒区の登録団体は区外の団体と同額となっています。施設維持･更新の財政負担も考慮しなければなりませんが、目黒区の登録団体は7割～8割負担にしてほしい。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 文化・交流課
42	4	個人	メール	(4)防音室について コロナ対策として、換気の難しい防音室は利用中止が2年以上続いています。 施設更新するのであれば、換気のできる防音室を作ってほしい。 また、防音室としては利用できなくとも、ドアを開けて、扇風機を回して換気をすれば、貸室としては利用できるのではないでしょうか。	6	活動内容や利用人数の制限については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して判断のうえ講じているものです。 ご意見は今後の施設整備の参考にさせていただくとともに、可能な限り区民の皆様の利用に供するよう適切な施設運用に努めていきます。	資産経営課
42	5	個人	メール	(5) 使用料について 値上げは望まない。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
43	1	団体	メール	日頃、目黒区民のためにご尽力しておられることに感謝しております。 このたび、目黒区では、「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」が示されましたので、下記のとおり意見と質問を出させていただきました。よろしく検討の程お願いします。 １、目黒区が提起された「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」は、２０１８年７月、「自治体戦略」２０４０構想」の第二次報告と類似しています。 その一、住民には「利便性向上」の幻想とともに、「公共サービスの産業化」政策として資産としての「公共施設」を市場開放することを示しています。これは、公共財産を企業の「経済成長」の道具として活用することになります。 その二、住民一人ひとりの社会参加やつながりが豊かになり持続的に維持されるという保証はありません。 その三、憲法に規定されている「住民の主権」や「公的財産」が守り、充実されるかが大切な視点ではないでしょうか。主権者は、住民であり、住民の意思を尊重することが求められています。 その四、このため、「稼ぐ自治体」では、ありません。地域には、多様性があり、この多様性を発展させることが求められ、画一化した視点での貸室ではありません。	6	貸室のあり方見直しは、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的として、一律の位置付けとすることを基本的な考え方の１つとしており、目的別の施設で展開されてきた様々な登録団体の多様な活動を引き続き支援することに留意しながら進めています。 なお、公の施設使用料については、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る観点から、当該サービスの性質や目的、利用の形態等を踏まえたうえで負担割合を設定し、利用者に負担を求める受益者負担の考え方を原則としており、このように適切な自治体運営を行うことこそ行政の責任だと考えています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
43	2	団体	メール	２、「1　貸室を取り巻く状況」では、「設置目的に活動をささえ、区民福祉の向上、区民生活の充実に大きな役割を果たしてきた。併せて、～各団体の活動の場の拡大や施設の有効活用、地域の様々な活動団体の交流・連帯を深める観点から～。」と評価しています。この「貸室のあり方」を変更しなくてはならない理由が明確にされていないため、具体的に例示してください。	6	区はこれまで、地域コミュニティ・社会教育・福祉等、様々な行政分野ごとにその施策の実現に向けて貸室を含めた施設を整備するとともに、団体登録制度を整備することで、施設の設置目的に沿った区民活動を支えてきたところですが、近年、特定の目的のみに限られない、多様な区民活動が展開されている状況があります。 こうした多様な区民活動に適切に対応し、区民センターの建て替えや向原小学校を１校目とする学校施設の計画的な更新など、貸室を取り巻く取組が具体化している状況を踏まえるとともに、施設使用料の次期改定のタイミングを見据えて見直しを図るものです。	資産経営課
43	3	団体	メール	３、「１　貸室の取り巻く状況」では、近年、社会状況の変化に伴う「人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化」などを背景として、特定の目的に紐づけられないような分野横断的かつ多種多様な区民活動が、以前にも増して多く見られる～。」と分析されています。 「ライフスタイルの変化」に沿うために、どのような具体策で応えようとしていますか。「価値観の多様化」に沿うために、現在の施設の在り方の何が支障をきたしているのですか。 「特定の目的に紐づけられないような」とは、どのような活動内容かを具体的に例示してください。 「分野横断的かつ多種多様な区民活動が、以前にも増して多く～」では、このような活動にどのような 支障を招いているのか、それらの具体的な内容を具体的に例示してください.	6	これまで区では、各施設の設置目的ごとに貸室を整備し、地域コミュニティ活動や社会教育活動等、分野ごとに区別し、団体登録制度の運用とともに、設置目的に沿った活動を支えてきました。 しかし、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進、消費生活の安定や環境保全に関連する活動である等、１つの活動には様々な側面があります。このように、現在、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、見直しを図るという考え方です。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
43	4	団体	メール	４、施設の設置目的は、それぞれに沿った室として、会議室・集会室・研修室・調理室・音楽室・美術室などとして運営されていますが、多種多様な住民活動に対応できていない分野とは、どのような内容を備えた室ですか。これらを明らかにして議論を深めるべきで、性急な結論は、「結論ありき」になります。	6	それぞれの施設では、会議室や集会室のほか、調理室、美術室といった貸室を有していますが、これはあくまで貸室の種別・名称であり、ここでは特定の目的に紐づけられないような分野横断的かつ多種多様な区民活動が展開されている状況があります。 平成２９年度に策定した「区有施設見直し計画」では、重点的な取組として「施設の機能に着目した見直し」を掲げており、調理室、音楽室、美術室といった貸室は全て「活動場所提供機能」を持つという点に着目し、例えば「調理室で会議をする」、「音楽室で絵を描く」といった柔軟な使い方の可能性を検討していくことを示しています。 今回の見直しにより、様々な団体の活動が、施設の枠を超えて展開されることになるため、柔軟な貸室の利用を見込むことができます。	資産経営課
43	5	団体	メール	５、１～４の理由から、区立の施設は、区民の財産ですから安易に変更することができないと思います。住民本位の立場に立たれて充分に区民の意見を聞き、意見が反映されたことが目に映るように協議を尽くしてほしいと思います。	4	本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
44	1	団体	メール	社会のあり様が大きく変わる中、私たち区民のライフスタイルも変化しています。区有施設の集会室のあり方を検討することは必要と思います。区民センターの集会室を利用する団体の立場から意見を下記します。 １．位置づけの見直しについて 利用目的の異なる施設では窓口対応がさまざまです。新たに「区民交流活動室」と位置づけ、対応を統一することに賛成します。つきましては新方式の発足の際に、現在社教館が配布している「社教館だより」のような広報紙の発行を望みます。利用団体の交流や連携をうながし、また新たな活動団体を作り出すことに資するのではと考えます。	3	今回の見直しは、団体間の情報交換や連携・協力を促進し、地域コミュニティの活発化や活動の充実を図ることも目的の１つとしています。見直しによって、様々な団体の活動が施設の枠を超えて展開されることが期待されますが、個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
44	2	団体	メール	現在、予約はIT化されていますが、利用料の支払い、予約の取り消しに関わることは窓口での手続きを要します。このような手続きの簡素化を希望します。 なお、デジタル環境に不慣れな利用者のために、電話・Faxによる対応も考えていただきたいと思います。	3	貸室のあり方見直しと合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしていますが、施設を利用する様々な方々の利便性向上の観点や時代の流れを踏まえながら検討する必要があると認識しています。 年代等を問わず様々な方にとって使いやすい仕組みとするよう検討を進めていきます。	資産経営課
44	3	団体	メール	２．団体登録制度の見直しについて 「登録団体」の承認は、活動歴や現在の活動状況などきめ細かな審査を望みます。近年見慣れない団体が利用する様子を目にします。「他団体」との違いが明確になるような基準を示してください。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
44	4	団体	メール	３．利用時間について 賛成します。学校施設の夜間利用が可能となれば、昼間活動できない区民たちにとって朗報ですし、レクホールの代替としても区民の要望に添うものと思います。	3	学校施設については、現在、学校教育に支障のない範囲で、地域の方の利用に供しているところですが、今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進を図ることとしています。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
45	1	個人	FAX	地域活動の拠点のあり方では、地域の様々な活動団体が連携し協力する為の「身近な場所」地域のコミュニティの一層な活発化を図っていくという今まで通りのあり方で問題はないと思いますが、多様な区民活動に適切に対応していくため、公の施設の使用料の改定というのは、貸室の見直し、使用料の算出方法の見直しという事は、使用料を値上げするということなのでしょう…今まで区の施設だから区民誰もが使用できるというのは区のサービス事業としては、目黒区の財政からみても現行のままで良いのではないでしょうか。 貸室の見直しを図ることで行政目的の実現、団体利用が著しく損なわれないよう留意してほしいです。 区の財政負担を住民サービスにおきかえる施設の利用値上げは取り下げてください。	4	令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～令和８年度）」では、個別の建物に係るコストと必ずしも一致していないという現行の使用料算出方法の課題を挙げつつ、区民センターの建て替えや学校施設の更新に伴う複合化等により、施設サービスの充実が図られることを踏まえながら、資本的経費の取り扱いも含めて検討を進めることとしています。 詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
45	2	個人	FAX	（利用時間の見直し） 現在の３区分から４区分にする、午前・午後①・②・夜間の見直しは？ 具体的には、午後の区分①②にするのは何時から何時までの区分にするのか？ 具体的に知りたいです。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。 細分化することによる影響も十分に踏まえながら、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
45	3	個人	FAX	区有施設の民営化が進んでいます。区の財産を守る為にも民営化はしないで下さい。	5	限りある財源の中で様々な工夫をすることにより、将来にわたって区有施設の快適性、安全性を確保するとともに、施設に対する区民ニーズの変化に的確に対応するための取組として、「区有施設見直し方針」の手法３として「公民連携の推進（民間活力の活用）」に掲げています。 民間活力の活用には、委託化、指定管理者制度、民設民営化、民間施設利用者への補助など様々な形態があり、施設サービス提供の要否や区が担うことの要否を的確に判断した上で、サービスの提供形態を判断することが必要です。 民間活力は、民間事業者のアイディアやノウハウを活かした施設サービスの向上を目的として活用し、併せて区の財政負担低減を図る効果についても期待されます。 民営化が進むという事は、民間事業者による市場性も成熟しているという事ですので、今後も、区は、民間では実施できないものを選択・集中してサービス提供を行っていきます。	資産経営課
46	1	個人	書面	・建て替えを考える際、どのようなタイプの部屋のニーズが多いのか、踏まえて欲しい。現在の利用団体の活動を見て、広さ、床材、鏡や水場の有無など考えて頂きたい。	3	施設の建て替えにあたっては、利用実態や施設利用者の方等のニーズを丁寧に汲み取りながら、区有施設見直しの観点をもって検討を進めていきます。	資産経営課
46	2	個人	書面	・使用料の支払期限をコロナ禍では融通したり、状況に応じた対応を取って頂いていることはとてもありがたい。今後も柔軟な対応を続けて頂きたい。	6	施設利用に係る手続きの特例については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して、各施設所管課において判断のうえ講じているものです。 今後の感染状況等の変化に伴い、国及び東京都の方針を踏まえながら、適宜見直しを行っていきます。	資産経営課 危機管理課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
46	3	個人	書面	キャッシュレス導入について賛成。小さな団体でも借りやすい料金設定を引き続きお願いしたい。	4	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしていますが、使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
46	4	個人	書面	・団体同士の横の交流の必要性は感じない。 ・利用団体がどのような活動をしていて、新規メンバーを募集しているのか、募集時期など示せる場があっても良いと思う。	4	貸室のあり方見直しは、様々な団体の幅広い活動について、より多くの目に触れてもらうことで、団体活動の認知度向上及び活動の充実につなげることも目的の１つとしており、ご指摘の団体活動の内容やメンバー募集について示す機会は、こういった観点からも重要となります。 また、活動の更なる充実や地域コミュニティの一層の活発化を図るためには、区民間、団体間の交流が有効であると考えています。 個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
46	5	個人	書面	・施設ごとのしばりが無くなるのは、限られた活動場所の選択が広がって良いと思う。	2	貸室を一律の位置付けとして「区民交流活動室（仮）」とすることで、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなり、幅広く活動場所を選択できるようになると考えています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
47	1	個人	メール	私は現在いくつもの登録団体に属し、住区センター会議室や男女平等・共同参画センター等を利用させていただき、曜日や時間帯を決めて定期的に、健康維持や親睦を図り、また学習や社会に貢献する等の目的で、地域のみなさんとともに活動しています。毎週１回のものもあれば、月１回のものもあります。シニアにとって、地域のみなさんと活動する場があることは、生き甲斐でもあり楽しみでもあり、定期的に利用できることに感謝しています。 「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」によれば、区有施設の会議室・研修室等すべてを「貸室」として、「区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とする」となっています。団体登録制度の見直しについても「登録団体・一般団体・その他団体」の３つの区分としています。 「施設の設置目的に沿った活動を行う区民団体」が「登録団体」であるなら、現在のようにその施設を優先的に利用できるのでしょうか？「施設の設置目的」が生かされるようにするには、やはりその施設の登録団体が優先的に利用できるシステムが望ましいと思います。現在も、登録団体でない場合でも各施設の貸室は利用できます。現在のシステムを変える必要はあるのでしょうか？ P4の（※1）は「今後改定を行う公の施設使用料の見直し方針の中で示すこととする」となっていますが、どういう方向に変わっていくのか不明です。 登録団体として定期的に利用できなくなり、場所や時間がその都度変わるようなことになったら、つまり転々としなければならなくなったら、とんでもないことです。施設使用料が値上げされることも心配です。区民の生涯学習や文化活動等を豊かに保証するのが区政本来の仕事ではないでしょうか？	4	貸室のあり方見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。 併せて、団体登録制度についても一本化を図ることを予定していますが、一律の位置付けとなる「区民交流活動室（仮）」については、様々な登録団体が行ってきた多様な区民活動を引き続き支援することを目的としていることから、現行の団体登録制度における登録団体は、新たな制度においても基本的に登録団体として移行することを想定しています。 また、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 なお、公の施設使用料については、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る観点から、当該サービスの性質や目的、利用の形態等を踏まえたうえで負担割合を設定し、利用者に負担を求める受益者負担の考え方を原則としており、このように適切な自治体運営を行うことこそ行政の責任だと考えています。 上記の利用申込時期や使用料に係る優遇を含む、団体登録制度や施設使用料の考え方については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
47	2	個人	メール	また、P4（3）「利用時間割の見直し」について、例）4区分には絶対反対です。 午後を2分割すると1～3時、3～5時となるのでしょうか？　入れ替えの時間も必要ですし、2時間単位では短く、続けて利用すると料金が高くなることが予想されます。 現在私たちの実質活動時間は午後の場合、団体によって、1～4時・1:30～4時・2～4時とさまざまです。当然準備や片付けの時間も入れるとその前後の時間も必要です。2時間には収まらないのが現状です。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。細分化することによる影響も十分に踏まえながら、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
47	3	個人	メール	会議室や研修室を単なる「貸室」として扱うことは、その施設の設置目的と逆行しているように思います。施設の設置目的を大事にし、団体の活動がスムーズにできるようにしてほしいと思います。 団体の活動が活発になり、区民・住民が健康で心豊かに生活できるような見直しを期待します。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間の実現、団体間の情報交換や連携・協力の促進、活動の充実等に向けて、取り組んでいきます。	資産経営課
48	1	個人	メール	地域の仲間が集まって活動をする場として、社教館や住区センターなどの目黒区有施設を利用させていただき、ありがとうございます。 (1)貸室の位置付けの見直しについて 「施設ごとの貸室」で考慮されていた、その地域だから利用が可能だった団体、例えば参加者が高齢の方、障害のある方、乳幼児連れなど、遠くの施設には行きづらい団体は、引き続き考慮されることを望みます。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしています。これまで各種施設が地区や住区という単位で整備され、各団体の利用可能施設が限られていたことが課題でしたが、今回の見直しにより貸室を一律の位置付けとすることで、同じエリア内で利用できる施設が広がることが期待されます。特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課
48	2	個人	メール	(2)利用時間割の見直しについて 現在の3区分では、午前･午後･夜間で、清掃などのため1時間の空きを設けていますが、それを30分に短縮し、4区分に改訂してはどうでしょうか。 午前(9:00～12:00) 午後①(12:30～15:00) 午後②(15:30～18:00) 夜間(18:30～21:00)	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
48	3	個人	メール	(3)パーシモンホールの使用料について 現在、芸術文化活動団体は使用料が半額ですが、それ以外の目黒区の登録団体は区外の団体と同額となっています。施設維持･更新の財政負担も考慮しなければなりませんが、目黒区の登録団体は7割～8割負担にしてほしい。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 文化・交流課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
48	4	個人	メール	(4)防音室について コロナ対策として、換気の難しい防音室は利用中止が2年以上続いています。 施設更新するのであれば、換気のできる防音室を作ってほしい。 また、防音室としては利用できなくとも、ドアを開けて、扇風機を回して換気をすれば、貸室としては利用できるのではないでしょうか。	6	活動内容や利用人数の制限については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して判断のうえ講じているものです。 ご意見は、今後の施設整備の参考にさせていただくとともに、可能な限り区民の皆様の利用に供するよう適切な施設運用に努めます。	資産経営課 危機管理課
48	5	個人	メール	(5) 使用料について 値上げは望まない。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
49	1	議会	メール	１．区有施設は各行政分野の施策の発展とともに住民自治の拠点ともなる施設である。そして、住民の自主的な活動が各行政分野の施策の発展につながるよう、各施設には住民が集える会議室や集会室、研修室などが置かれている。区は会議室や集会室、研修室などを「貸室」と表現しているが、この言葉からは区自身が住民自治や区民の自主的な活動を尊重しながら、住民とともに行政施策を推進していこうという姿勢が欠落していると感じざるをえない。まず、「貸室」という言葉を改め、区自身が行政分野別の区民の活動を尊重し住民自治を据え直すこと。	4	平成２９年度に策定した「区有施設見直し計画」では、重点的な取組として「施設の機能に着目した見直し」を掲げていますが、取組の趣旨を踏まえ、活動場所提供機能をもつ会議室や研修室を総称し、「貸室」という文言を用いているところです。今回の見直しは、区有施設見直し計画の考え方を踏まえた具体的取組となることから、同様に「貸室」と表現しています。	資産経営課
49	2	議会	メール	２．施設の設置目的と施設の「機能」は車の両輪である。「会議室」「集会室」「研修室」「調理室」「音楽室」「美術室」などは施設の設置目的が違うからこそ存在するものであり、「貸室機能という点では同じだ」とはならないのではないか。「区民交流活動室」に再編することで、各行政分野の専門性が損なわれ、施策が後退していく。各行政分野別の会議室、集会室、研修室などを残し、各分野の区民団体との育成と連携こそ進めるべきである。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、団体の育成等を含む各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
49	3	議会	メール	３．区は「区民交流活動室」に再編することで「多様な区民活動に適切に対応」し各団体間の交流も推進できるとしている。しかし、本当にそうか。現在でも、登録団体でなくても目的外利用として各施設にある会議室などは利用できる。地域活動団体や社会教育団体などの施設の相互利用もできる。現行のやり方でも多様な区民活動に適切に対応できるのではないか。	5	現在、地域活動団体や社会教育関係団体など、複数の登録団体については、いくつかの施設において減額使用料の適用を受ける等、施設の相互利用を支える取組を講じているところです。 しかし、多様な区民活動がこれまで以上に展開されている状況があり、一部の施設の相互利用にとどまらず、区民の誰もが利用できる空間としていく必要があることから、多様な区民活動の支援、団体間の情報交換や連携・協力の促進等についても見込むことを目的として、「区民交流活動室（仮）」への位置付けの見直しを行うものです。	資産経営課
49	4	議会	メール	４．区は「貸室の位置づけの一律化、一括管理とともに、利用率を一つの指標として、総量を効果的・効率的なものにする」、いわゆる「施設総量の適正化」をしていくとしているが、これは区の区有施設見直し方針・計画の下で施設の総面積を減らしていくことを前提にしている。区有施設は各行政施策の推進と住民自治の発展のための施設なので、会議室などの再編で施設総量を減らしていくやり方はやめること。また、「利用率」の低さを理由に安易に減らさないこと。	5	令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」では、貸室のあり方検討の取組の１つとして、個々の施設の区民の利用実態に合わせた施設規模としていくことを示していますが、これは単に施設の廃止を進めるという趣旨ではなく、利用実態に合わせて適切な総量にしていくという考え方です。 今後はこの考え方を踏まえて、施設の利用率を１つの指標として、施設総量を効果的・効率的なものとしていきます。	資産経営課
49	5	議会	メール	５．区は区内の様々な「貸室」が可能となるため、区民団体の活動機会は拡大するとしているが、タイムシェアの導入などで区民団体の場の提供が保障されるのか疑問である。	4	貸室を一律の位置付けとして「区民交流活動室（仮）」とすることで、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなると考えています。 併せて、見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、タイムシェア等を活用した効果的、効率的な施設利用について方策を講じることとしており、令和７年度に向けて検討していきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
49	6	議会	メール	６．区は「貸室」見直しに合わせて検討すべき事項として、「学校施設を含む行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入」や、「使用料の算定方法の見直し」を行うとしている。会議室などの再編と合わせ、「受益者負担」を強化し、施設使用料の引き上げを狙ったものであろう。繰り返しになるが、区有施設は各行政分野の施策推進と住民自治の発展のためにあり、区民活動の発展は行政の発展にも直結するものである。「受益者負担」の強化を名目に会議室などの再編と一体となって検討している施設使用料の引き上げはやめること。	4	区では、令和３年３月に策定した「目黒区学校施設更新計画」に基づき、今後３０年間のうちに学校施設２４校の更新を行うこととしており、更新に係る経費は約１，７００億円となることが見込まれています。 また、施設更新に併せた周辺施設の複合化により、学校施設は地域とつながりのある存在となっていくこととなり、施設の充実が図られるとともに、地域の方々が教室等を利用する場面も増加することが見込まれます。 こうした状況を踏まえ、子どもたちのために学校施設の持続可能な管理・運営を実現する観点から、平成２４年度に改定した「公の施設使用料の見直し方針」に掲げるとおり、適切な受益者負担の導入についての検討の加速化を図るものです。 また、公の施設使用料については、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る観点から、当該サービスの性質や目的、利用の形態等を踏まえたうえで負担割合を設定し、利用者に負担を求める受益者負担の考え方を原則としており、このように適切な自治体運営を行うことこそ行政の責任だと考えています。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課
49	7	議会	メール	７．会議室などを再編し「区民交流活動室」とした場合の管理運営は、指定管理者制度や業務委託、PPP・PFIなど「民間活力の導入」によって行われることが想定される。「公共サービスの民間開放」をいっそう進め、ますます施設が「場の提供」になってしまい、区民に遠い存在になるので、慎重にも慎重を期すべきである。	4	「区民交流活動室（仮）」の管理・運営方法については、サービス向上や区有施設見直しの観点を踏まえながら、適切な手法について検討を進め、今後決定していきます。 今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
49	8	議会	メール	８．今回の案について、区は関係する登録団体などに説明をしてきたが、幅広い区民を対象にした説明会は一切、開いていない。このまま８月１日までの意見募集をもって終わりとするのではなく、各地区別の説明会を開くなど、引き続き区民の意見募集をするべきである。	4	貸室のあり方見直しは、多くの区有施設が関係するものであり、登録団体等、実際に貸室を利用する区民の方々に特に影響が大きいものであることを踏まえ、貸室の利用者の方や関係する団体等に対して、個別に丁寧な説明を行うことが適切である判断したものです。 こういった考えから、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催しました。 また、区報、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行うとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
50	1	団体	FAX	今回意見募集の対象となっている文書名を本（案）と記述します。本（案）を読んでみていくつかの疑問を感じるので、それらを質問という形でまとめ、提出します。 ア　本（案）１の総論部分には「近年、社会状況の変化に伴う人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、特定の目的に紐づけられないような分野横断的かつ多種多様な区民活動が、以前にも増して多く見られるようになっている。」とありますが、観察や考察だけではなくて、実際に区民等からどのような要望・要求が出されているのでしょうか。具体的にお示しください。	6	これまで区では、各施設の設置目的ごとに貸室を整備し、地域コミュニティ活動や社会教育活動等、分野ごとに区別し、団体登録制度の運用とともに、設置目的に沿った活動を支えてきました。 しかし、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進、消費生活の安定や環境保全に関連する活動である等、１つの活動には様々な側面があります。このように、現在、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、見直しを図るという考え方です。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
50	2	団体	FAX	イ　本（案）１の目黒区民センターに関する部分には「『施設ごとの貸室』」という考え方を改め、一律の位置付けの貸室を整備」とありますが、これは中小企業センター、勤労福祉会館、消費生活センター、男女平等・共同参画センター、青少年プラザのことと思われますが、これは、当該貸室の所管を変更する例えば目黒区民センターが一括して所管するということでしょうか。	6	令和３年１０月に策定した「新たな目黒区民センターの基本構想」では、機能集約施設の貸室について、将来にわたり区民の多様な活動に柔軟に応えられる空間の実現に向け、「施設ごとの貸室」という考え方を改め、「区民センターの区民活動スペース」として設置することをお示ししています。 また、新たな目黒区民センターの未来像（コンセプト）を実現し、区民にとって利用しやすい空間とするための規定、組織体制もあわせて検討することとしています。 詳細については、今後策定する「基本計画」に向けて検討を進めていきます。	資産経営課
50	3	団体	FAX	ウ　本（案）２で見直しの目的を列挙していますが、その第５番目「施設の快適性・安全性の確保を図るとともに、施設総量の適正化、財政負担の軽減を見込む。」という記述は、なぜ前段と後段とが「とともに、」で繋がるのかがわかりません。ご教示ください。	1	貸室のあり方見直しについては、令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」において、具体的取組の１つとして掲げており、今回は、これに基づき、基本的な考え方（案）をお示しさせていただいたところです。 このため、区有施設見直しにより目指すべき重要な事項である「施設の安全性・快適性の確保」を掲げると同時に、各地域の区民の利用実態に合わせた施設規模とすることで、総量を効果的・効率的なものとし、財政負担の軽減を見込むという考えですが、いただいたご意見を踏まえ、趣旨が伝わるようP2の表現を変更しました。	資産経営課
50	4	団体	FAX	エ　本（案）３では貸室の範囲を規定していますが、実際には「別紙のとおりである。」という極めて簡単な規定です。あとは老人いこいの家の取り扱いについて尚書きがあるだけです。これでは貸室の範囲を理解することができません。具体的な例でいうと、美術館がなぜ別紙の一覧の中に無いのでしょうか。あるいはまた、次節（本（案）４）で少しだけ触れられていますが、別途検討するという文化ホール等には何と何が含まれるのでしょうか。前述の「別紙」から拾うと、めぐろパーシモンホール、中目黒ＧＴホール、中小企業センターホール、緑が丘文化会館講堂が考えられますが、これでよろしいでしょうか。それにしても、かつて目黒公会堂が取り壊される際には、公会堂機能を持った新しい施設をつくるという言明であったが、それはどの施設が担うのでしょうか。	6	利用形態の特殊性や施設の性質、利用実態等を鑑み、一律の位置付け見直しにそぐわない貸室については別途検討を行うこととしていますが、具体的な貸室については、今後検討のうえお示しします。 また、目黒区公会堂については、平成１４年度に廃止となりましたが、現在、公会堂機能を吸収する施設として目黒区文化ホール（パーシモンホール、中目黒GTプラザホール）が設置されています。	資産経営課 文化・交流課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
50	5	団体	FAX	オ　本（案）４は第１節から第４節までの繰り返しとイメージ化であると思われますので、質問も簡潔にし、少し意見も付け加えます。まず、ここで新たな公の施設（貸室機能）の名称として「区民交流活動室（仮）」が提唱されていますが、その理由は何でしょうか。区民活動室だけで十分意味が通りますし、交流という文言がここに入ると単に長くなるだけでなく、区民交流なのか交流活動なのかという新しい問題が起こります。	6	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること、団体間の情報交換や連携・協力を促し、多世代交流や相乗効果を生み出すことで地域コミュニティの一層の活発化を図ること等を目的としていることから、こういった名称をお示ししているところです。 ただし、今回お示ししている「区民交流活動室」という名称はあくまで仮称です。区民の皆様にとっての分かりやすさも踏まえながら、適切な施設名称を検討していきたいと考えています。	資産経営課
50	6	団体	FAX	本（案）４は見直し後の位置づけとして機能・事業と貸室との分離を主張していますが、列挙されている施設の中で絶対に分離できない施設があります。それは社会教育館です。社会教育館はもともと区民の交流を図り、区民活動を活発にするための施設であるとともに教育機関です。目黒区には複数（４か所）の社会教育館がありますし、その役割は社会教育法によって定められ、社会教育主事が配属されています。ですから、住区会議室を除いた各施設（特に区民センターについて）を再構築するにあたっては、その最初の原型を社会教育館に求め、資産経営課との連携の下に、そのリニューアルとして事業を粛々と進めることが最も自然です。	4	社会教育法では、文化的教養を高められるような環境を醸成することが国・地方公共団体の任務とされており、施設の設置のほか、集会の開催や資料の作製・頒布、その他の方法によることとされています。 施設の事業・機能と貸室を分離したうえで、法の趣旨を踏まえながら、社会教育館の担う事業・機能については、各事業担当課において検討・整理のうえ実施方法等を見直すことで、より効果的なものとしていきます。	資産経営課 生涯学習課
50	7	団体	FAX	カ　本（案）４の（２）には今後のあたらしい団体登録制度の概略が示されていますが、ここにはいくつかの文章の乱れが見られます。 【登録団体】登録団体については「施設の設置目的に沿った活動を行うこと。」という要件があるようですが、これは専ら設置目的に沿ったという意味でしょうか。そうではないかもしれませんが、誤解を呼びやすい表現です。 【一般団体】登録団体との区別があいまいであり、また、どの様にしてその団体を把握するのかが困難ではないでしょうか。 【その他団体】上記の要件を満たさない団体となっていますが、登録団体、一般団体にはある営利、宗教、政治を専ら目的としないという要件を満たさないということは、逆に、営利、宗教、政治を専ら目的とするということでしょうか。疑問です。	6	今回の見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していく観点から、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方としています。 この考え方から、新たな団体登録制度における「登録団体」の要件の１つには従前の様々な活動を広く包含するよう「施設の設置目的に沿った活動を行うこと」を挙げているところです。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
51	1	団体	FAX	・地域の活動団体の「身近な活動場所」として制度見直し後も維持・活用することを希望する。	2	貸室のあり方見直しは、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としており、現在、各施設の貸室で行われている多様な区民活動を引き続き支援できるよう、取組を進めていきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
51	2	団体	FAX	・利用申込期間・使用料額に係る優遇策として、月の使用回数・現在の使用料と著しく差が出ない様に検討して頂きたい。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
51	3	団体	FAX	・利用時間の見通し 例として提案の４区分（午前・午後①・午後②・夜間）は同意できる。	2	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
51	4	団体	FAX	・様々な世代・団体の人々の区民活動に適切に対応出来る貸室制度であるべき。	2	貸室のあり方見直しにあたっては、多様な区民活動に適切に対応するとともに、施設を利用する様々な方々の利便性向上の観点を踏まえて検討する必要があると認識しています。 現在、各施設の貸室で行われている多様な区民活動を引き続き支援し、世代等を問わず様々な方にとって使いやすい仕組みとするよう取組を進めていきます。	資産経営課
51	5	団体	FAX	・今回の説明会では、質疑応答の時間が設けられたが、殆ど対応して頂ける時間が無かったのが残念であった。出席者からの質問に説明者側からの明解な回答が得られないまま終わる状況であった。貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）の説明会等を今後も続けて頂きたい。	4	令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き施設利用者の方への適時適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
52	1	個人	フォーム	・（案）では各施設がバラバラに管理されているように書かれているが、施設予約システムですでに一括管理されており、使用者としては特に見直しが必要とは感じていない。区役所内の扱いを1本化すればいいだけではないだろうか。	6	貸室のあり方見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。 これにより、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
52	2	個人	フォーム	・ホワイトボードの利用団体名を見ても、昼間は企業の説明会や子どもの習い事、夜はマンションの管理組合から趣味のサークルまで幅広く利用されており、改善すべきとは思わない。	4	各施設では、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進に関連するものである等、様々な側面を持つ多様な活動が展開されている実態があります。これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、見直しを図るという考え方です。	資産経営課
52	3	個人	フォーム	・このコロナ禍のさなかに老人いこいの家を誰でも使えるようにするというのも、高齢者を感染症から守るという点で大丈夫なのかと思う。	6	施設利用にあたっては、「3密（密閉・密集・密接）の回避」による「こまめな換気」「対人距離の確保」などの基本的な感染防止対策を行っているところですが、これは国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して、各施設所管課において判断のうえ講じているものです。 貸室見直しに関わらず、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、引き続き取り組んでいきます。	資産経営課 危機管理課 高齢福祉課
52	4	個人	フォーム	・（案）とは別に、住区センターを学校に併設していく方針と聞いているが、学校の敷地に生徒と教師以外の人が入っていくことは、安全面で保護者には抵抗があると思う。東山小学校に障碍者施設を併設する際もPTAの強い反対で2年ほど工程が遅れたと聞いている。感情的な反対論はいかがなものかと思うが、保護者の不安に寄り添う説明も不足していたのだろうと思う。	6	区では、今後３０年間で２４校の小中学校の建て替えを進めていくこととしており、現在、地域住民、利用者、PTA、教員等地域の皆様を含め学校に関わる多くの方と意見交換・情報共有を行いながら、第１校目となる向原小学校の建て替えに向けた検討を進めています。 引き続き、周知や説明を重ねながら取組を進めていきます。	資産経営課 各地区サービス事務所 学校施設計画課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
53	1	個人	フォーム	○表題・全体 「貸室」という表現は端的で明確ではあるが、民間の貸会議室、レンタルスペースと区別しにくく、営利のニュアンスに受けとめられる。「区民活動交流の場」などとしてはどうか。 貸室機能に特化することの趣旨については賛成、むしろ遅きに失している。 区民センターの建て替えに関して以下のような意見を区に対して挙げてきた。 ・貸室特化や電子図書など新区民センターを待つまでもなく、これまでに検討や実施が済んでいてしかるべきであり、未だ行っていないのならば即刻行うべきである。ましてや新たな施設建設を契機にすることは納得できない。縦割り組織だから実現しづらいという説明は区の怠慢であり理解不能である。新施設の誘導策であり絶対に認められない。 ・区民センターの利用のされ方の変化として貸室への特化を挙げているが、区民はもともとそのような認識である。施設単位や機能にこだわっていたのは区だけではないのか。貸室への特化を新たな施設の建設の言い訳とすることなく即時改善すること。 区民センターホールが中小企業センターホールだとは大多数の区民は知らないのではないか。また、目的に沿った会場使用がどの程度行われているのだろうか。結局、予算取りのための区の都合だけではないのか。	4	平成２９年度に策定した「区有施設見直し計画」では、重点的な取組として「施設の機能に着目した見直し」を掲げていますが、取組の趣旨を踏まえ、活動場所提供機能をもつ会議室や研修室を総称し、「貸室」という文言を用いているところです。今回の見直しは、区有施設見直し計画の考え方を踏まえた具体的取組となることから、同様に「貸室」と表現しています。 また、今回、あくまで仮称ですが、「区民交流活動室」という名称をお示ししているところです。区民の皆様にとっての分かりやすさも踏まえながら、適切な施設名称を検討していきたいと考えています。	資産経営課 八雲中央図書館
53	2	個人	フォーム	○３　貸室の範囲 総合庁舎会議室、GTプラザホール、あとで述べるが利便性のよい場所にあり、特別扱いする理由はない（区はしたいのだろうが）。	4	利用形態の特殊性や施設の性質、利用実態等を鑑み、一律の位置付け見直しにそぐわない文化ホール等については、別途検討を行うこととしています。 また、総合庁舎会議室については、行政事務を執行する庁舎としての使用及び管理運営に支障のない範囲で使用を許可する目的外使用としての取扱いとなるため、今回の貸室のあり方見直しとは性質が異なるものです。	資産経営課 総務課 文化・交流課
53	3	個人	フォーム	○６－（２）施設利用申込手続き及び使用料支払方法 現在の施設予約システムは使用しづらく稼働も遅いため、新たなシステムを構築すべき。 使用料の振込制度は世田谷区などで相当前から実施されており、DXビジョンを掲げる目黒区としては取り組みが遅すぎ、実態とビジョンの大きな乖離を感じる。即時取り掛かるべきである。	4	令和７年度に貸室の位置付けや団体登録制度、利用時間割の見直しを行うことで、貸室利用に係る様々な取り決めに変更が生じることから、利用手続きや使用料支払方法については、これに合わせて見直しを図ることが適切と考えています。 また、見直しに合わせて必要なシステム改修等を行う予定です。 令和７年度の具体化に向けて検討を進めていきます。	資産経営課 各施設担当所管課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
53	4	個人	フォーム	○６－（３）使用料算定方法の見直し 区民団体の使用料は無料とすること。値上げはもってのほか。区民活動にさらに助成を 目黒区の使用料は高いのではないか。他区の実態を一覧で示すこと。 都内の団体横断的会議に出ると、うちは無料ですよとよく言われる。例えば中野区では、地域活動登録制度があり、公益活動を行う区民団体が、その活動目的や内容を区に登録することにより、集会室等の使用料を免除される。 ・地域自治活動　（安全安心なまちづくりその他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動） ・健全育成活動　（子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育ち支援などの子どもの健全育成に関する活動） ・支えあい等の活動　（高齢者・障害者等に対する地域における支えあい、自立支援又はその家族への援助などに関する活動） ・環境保全活動　（資源の有効活用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動）	4	使用料については、各自治体の判断で適切に考え方を定め、設定しています。目黒区においては、今後区有施設の持続可能性を踏まえた使用料算定の考え方を整理し、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
53	5	個人	フォーム	○６－（５）区民の利用実態に合わせた貸室総量の検討 利用率が低いのは区民ニーズに合っていないからである。大方の住区会議室は交通不便な場所にあり、住区外からの参加は大きな労力を要する。駅に近いなどもっと便利な場所に貸室を増設すべきである。	4	貸室を一律の位置付けとして「区民交流活動室（仮）」とすることで、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなると考えています。 これにより、たとえば、これまでは少し遠くの会議室を利用されていた方も、ご自宅からお近くの会議室を利用できるようになり、より便利に、活動場所の拡大が図られることになります。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
53	6	個人	フォーム	○４－（２）団体登録制度の見直し 現状では、区内全域で活動する団体の登録がマッチするところがない場合がある。つまり活動目的（団体登録）と活動場所と一致していないのである。次善の策として社会教育関係団体で登録しても、登録社会教育館を利用することが場所的に必ずしも便利ではない場合がある。	2	各施設では、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進に関連するものである等、様々な側面を持つ多様な区民活動が展開されている実態があります。これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、見直しを図るという考え方です。 貸室の位置付け及び団体登録制度の見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。	資産経営課 生涯学習課
53	7	個人	フォーム	○その他 全体に什器・備品が古く施設の充実を図るべきである、感染予防で開窓を奨励しながら網戸がないなど、実質的に使用できない場合もある。住区にはようやくWi-Fiが設置されたが、目的からすれば社会教育館の方が先ではないか。利用者ニーズや声を常に把握し改善を行うこと。	6	令和３年１２月から、住区会議室で先行して無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）をご利用いただけることになりましたが、社会教育館等への無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）の設置については、先行実施した区立集会施設での利用状況や、費用対効果等を踏まえながら検討していくこととしています。 利用者の利便性向上や施設サービスの充実に向けて、利用実態や施設利用者の方等のニーズ等の把握に努めていきます。	資産経営課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
53	8	個人	フォーム	コロナで利用制限を行っているが、実質倍額の値上げとなっており、定員に見合った使用料とすること。 先般、以下のような回答を区民の声課からいただいていますが、具体的にどうするのかわかりません。 →利用制限に伴う使用料の減額につきましては、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及などこれまでとは違った施設の使い方も想定される中で、必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進め、国や都の動向も踏まえつつ総合的に判断をしていく必要があります。	6	施設使用料は、当該施設に係る維持管理経費等をもとに、利用面積や利用時間を踏まえて算定しているもので、利用人数は算定の基礎とはしていませんが、適切な受益者負担を図りつつ、新型コロナ感染拡大防止の観点から、区民の安全・安心のための取組を実践していく必要があると認識しています。 こうした考え方を踏まえながら、利用制限に伴う使用料の減額については、新型コロナ感染拡大に伴うウェブ会議やオンライン配信に係る非対面型ツールの普及などこれまでとは違った施設の使い方も想定される中で、行政の役割として必要な環境の整備、機能の改善についても検討を進め、国や都の動向も踏まえつつ総合的に判断をしていく必要があります。 今後も区民の安全・安心を優先しつつ、引き続き、施設利用に関する検討を進めていきます。	資産経営課 危機管理課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
54	1	個人	メール	1　基本的な考え方（案）は抽象的な表現が多く、検討の基礎資料が不足していると思います。そのため、以下のような現在の貸室の利用実態などを示してください。 （1）貸室を取り巻く状況では、「特定の目的に紐付けられないような分野横断的かつ多種多様な区民活動」が以前にも増して多く見られるようになっている」としているが、63施設での実態を示してもらいたい。 ・例えばどのような区民活動が増えているのか。 ・またどの程度増えているのか。	6	これまで区では、各施設の設置目的ごとに貸室を整備し、地域コミュニティ活動や社会教育活動等、分野ごとに区別し、団体登録制度の運用とともに、設置目的に沿った活動を支えてきました。 しかし、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進、消費生活の安定や環境保全に関連する活動である等、１つの活動には様々な側面があります。また、例えば地域における子育てに関する活動など、現行団体登録制度にはない分野の活動についても展開されている状況があります。 このように、現在、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、見直しを図るという考え方です。	資産経営課
54	2	個人	メール	（2）施設毎の団体別利用率、登録団体毎の登録数と会議室利用率などについても示してください。	6	施設毎の団体別利用率や登録団体毎の登録数は算出していませんが、施設別の貸室利用率につきましては、毎年度更新を行っている施設データ集において複数年度分を取りまとめ、区ホームページにて公表しています。 ●施設データ集を更新しました（目黒区ホームページ) https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/shisetsu-datashu.html	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
54	3	個人	メール	（３）施設毎の登録団体優先内容を示してください。	6	団体登録制度の概要については、「公の施設使用料の見直し方針」にて取り上げており、区ホームページにて公表しています。 また、施設ごとの団体支援策等については、利用する施設及び団体区分によって異なることから、目黒区のホームページ上の各施設のページに掲載しています。 ●公の施設使用料の見直し方針（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/kaikaku/shisetsu_shiyoryo.html ●施設案内（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/index.html	資産経営課
54	4	個人	メール	２　「見直しの目的」について、以下の点を具体的に説明してください。 （１）「一部の施設の相互利用」とは、どのような利用方法なのか示してもらいたい。（例えば、「目的外利用」のことを言っているのか）	1	一部施設の相互利用とは、住区会議室や社会教育館などの一部施設において、当該施設の設置目的に沿った登録団体以外の団体にも使用料に関する団体支援策を適用することで、施設の相互利用による活動の場の拡大と施設の有効活用を図るものです。 相互利用及び団体登録制度の概要については、「公の施設使用料の見直し方針」にて取り上げており、区ホームページにて公表しています。 ご意見を踏まえ、P2に相互利用に関する注釈を加えました。 ●公の施設使用料の見直し方針（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/kaikaku/shisetsu_shiyoryo.html	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
54	5	個人	メール	（２）「区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間」としての貸室は、具体的にどういう空間のことか示してもらいたい。	6	区はこれまで、地域コミュニティ・社会教育・福祉等、様々な行政分野ごとにその施策の実現に向けて貸室を含めた施設を整備するとともに、団体登録制度を整備することで、施設の設置目的に沿った区民活動を支えてきたところです。今回の見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、団体登録制度についても一本化を図ることを基本的な考え方としています。 これにより、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなると考えられることから、こういった表現をしているものです。	資産経営課
54	6	個人	メール	（３）「団体間の情報交換や連携・協力を促し、多世代交流や相乗効果を生み出す」とは、具体的にどういうことか示してもらいたい。現状では十分でないという理由も併せてしめしてもらいたい。	6	これまでは、施設ごとの登録団体による活動が主であったところ、今回の見直しにより、様々な団体の活動が、施設の枠を超えて展開されることを期待するものです。個別機能の具体的な方策については、各事業担当課において今後検討していきます。	資産経営課
54	7	個人	メール	（４）「多くの用途で利用できる施設」とはどのような施設か示してもらいたい。住区会議室では例えば、防音設備やプロジェクター設備を備えるということを言っているのか)	6	平成２９年度に策定した「区有施設見直し計画」では、重点的な取組として「施設の機能に着目した見直し」を掲げており、調理室、音楽室、美術室といった貸室は全て「活動場所提供機能」を持つ点に着目し、例えば「調理室で会議をする」、「音楽室で絵を描く」といった柔軟な使い方の可能性を検討していくことを示しています。 今回の見直しにより、様々な団体の活動が、施設の枠を超えて展開されることになるため、柔軟な貸室の利用についても見込んでいくことを示しています。	資産経営課
54	8	個人	メール	（５）「施設総量の適正化」とは、具体的にどのような道筋なのか示してもらいたい。	6	令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」では、貸室のあり方検討の取組の１つとして、個々の施設の区民の利用実態に合わせた施設規模としていくことを示しています。 今後はこの考え方を踏まえて、施設の利用率を１つの指標として、施設総量を効果的・効率的なものとしていきます。具体的には、区有施設見直しの観点から、施設の更新や複合化検討において、こういった観点で施設総量の適正化を図ることが考えられます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
54	9	個人	メール	３　新たな団体登録制度における「施設の設置目的に沿った活動」を具体的に説明してください。「施設の設置目的」は、新たな施設の目的なのか、現行の施設の目的なのかが分かりづらいのではないか。	6	今回の見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していく観点から、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方としています。 この考え方から、新たな団体登録制度における「登録団体」の要件の１つには従前の様々な活動を広く包含するよう「施設の設置目的に沿った活動を行うこと」を挙げているところです。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
54	10	個人	メール	４　利用時間の見直しでは夜間の終了時刻も検討してもらいたい。 区内事業者による会議の開始時刻は大体19:30や20：00からが多い。現在の夜間利用が21:00で終了であり使いづらい。「幅広く柔軟に利用可能」という点から、４区分の検討のほかに、新たな検討項目に追加してもらいたい。	4	開館時間については、利用者の利用実態等を踏まえながら、貸室のあり方見直しに合わせて統一することが適切かどうかという点も含めて考慮したうえで、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
55	1	団体	メール	会議や学習会、さまざまな小組(=サークル)活動などで、住区センター会議室や社会教育館等を利用し、日ごろからお世話になっています。曜日や時間帯を決めて定期的に行う会議やサークル活動では、これらの会議室利用が必須です。登録団体として、一般団体より早めに予約でき、会場をおさえることができる現在の優遇制度に大変助けられています。おかげさまで、会員同士の交流・親睦をはじめ、さまざまな学習や文化活動を楽しむことができ、「ひとりぼっちをつくらない・ひとりぼっちにならない」という会の目標に沿った活動ができています。料金の減額措置にも助けられています。 「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」によれば、区有施設の会議室・研修室等すべてを「貸室」として、「区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とする」となっています。団体登録制度の見直しについても「登録団体・一般団体・その他団体」の３つの区分としています。 「施設の設置目的に沿った活動を行う区民団体」が「登録団体」であるなら、見直し案でも現在のようにその施設を優先的に利用できるのでしょうか？ 「施設の設置目的」が生かされるには、やはりその施設の登録団体が優先的に利用できるシステムが望ましいと思います。現在も、登録団体でない場合でも各施設の貸室は利用できます。現在のシステムを変える必要はあるのでしょうか？ P4の（※1）は「団体区分や団体名称、要件、優遇策の詳細は、今後改定を行う公の施設使用料の見直し方針の中で示すこととする。」となっていますが、どういう方向に変わっていくのか不明です。 登録団体として定期的な利用が難しくなり、会議やサークルが続けられなくなるのではないか、また、施設使用料が値上げされるのではないかと心配です。 区有施設本来の設置目的は、区民の生涯学習や文化活動、地域のコミュニティづくり等を豊かに保証するためではなかったでしょうか？　この目的に沿った活動をぜひ続けられるようにしてください。	4	貸室のあり方見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、貸室部分を一律の位置付けとすることで、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。 この考え方に基づく施設においては、様々な区民活動を広く包含する設置目的を設定し、区民生活を支える基礎自治体としてその設置目的に沿った区民活動を支援するという登録団体制度の趣旨は維持する必要があると考えています。 こういった考え方から、現行の団体登録制度における登録団体は、新たな制度においても基本的に登録団体として移行することを想定しています。 新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしていますが、団体登録制度の詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 各地区サービス事務所 生涯学習課
55	2	団体	メール	また、P4（3）「利用時間割の見直し」について、例）4区分には絶対反対です。 午後を2分割すると1～3時、3～5時となるのでしょうか？　入れ替えの時間も必要ですし、2時間単位では短く、続けて利用すると料金が高くなることが予想されます。 午後の場合、内容によって活動時間は1～4時・1:30～4時・2～4時とさまざまです。当然準備や片付けの時間も入れるとその前後の時間も必要です。2時間には収まらないのが現状です。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものであり、午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。細分化することによる影響も十分に踏まえながら、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
55	3	団体	メール	会議室や研修室を単なる「貸室」として扱うことは、その施設の設置目的と逆行しているように思います。施設の設置目的を大事にし、団体の活動がスムーズにできるようにしてほしいと思います。 団体の活動が活発になり、区民・住民が健康で心豊かに生活できるような見直しを期待します。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課
55	4	団体	メール	この見直し案が公表されてから区民意見募集まで、約1か月という大変短期間でした。区民への説明も充分なされないまま強行されることのないよう、もっと多くの区民団体に向けて説明会を開き、区民の声を聴いてください。	4	本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
56	1	個人	FAX	今回、貸室のあり方見直しの基本的考え方（案）に関して、社会教育館の利用者として、次の４点について要望する。 第１点は、現在、社教館で毎週部屋を抽選で予約しているが、現状でも抽選で取れない場合もあり、社会教育団体としての活動が、部屋の確保が死活問題となる。それ故、各館の活動を阻害するような極端な抽せんの自由競争のないようにしてもらいたい。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしており、併せて、団体登録制度についても一本化を図ることとしています。このため、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。 併せて、利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 生涯学習課
56	2	個人	FAX	第２点は、利用料金を現状以上に値上げされると、社会教育の活動を継続することが困難となるので、料金設定は安易な値上げはしないようにしてもらいたい。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
56	3	個人	FAX	第３点は、現在、各館で行われている勉強の成果発表の場である館まつりなどの行事がスムーズに継続できるようにしてもらいたい。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしていますが、必要な事業については継続して実施できるよう、各事業担当課において検討していきます。	資産経営課 生涯学習課
56	4	個人	FAX	第４点は、社教館の人員削減などは行わないようにしてもらいたい。	4	各施設の機能・事業については、貸室と分離のうえ、各事業担当課において実施方法等の整理・検討を進めることとしており、今後の組織執行体制については、整理・検討結果を踏まえて適切に判断していきます。	企画経営課 人事課 生涯学習課
57	1	個人	FAX	１．総務省は４月１日「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改定した。注目すべき点は、公共施設等の脱炭素化の推進方針を反映させて、公共施設等総合管理計画そのものの見直しを適切にすすめることとした点である。目黒区として、これこそ優先し直ちに着手すべきである。	6	区では、①目黒区区有施設見直し方針（平成２６年３月策定）、②目黒区道路舗装維持管理方針（平成２８年１１月策定）、③目黒区橋梁長寿命化修繕計画（平成２３年１２月策定、令和４年３月改定）、④目黒区公園施設長寿命化計画（平成２６年３月策定、平成３１年３月改定）の４つの方針等を合わせて、公共施設等総合管理計画と位置付け、国からの策定要請に応えています。	資産経営課
57	2	個人	FAX	２．公共施設の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針の具体化のためには、区民に意見を聞くことが不可欠である。２０３０年カーボンハーフを達成するには、区民の自発的、自覚的取り組みをどれだけ促進できるかがカギを握っているからである。区は、２０５０年カーボンゼロ宣言を区民に徹底的に周知するとともに、２０３０年カーボンハーフに向けて、公開討論会を開催するとともに、目黒カーボンゼロ推進会議（気候区民会議の名称でもよい）を立ち上げて、数百人規模の区民参加に向けて、継続的に議論し、提案し、推進することが不可欠だ。集会施設を減らしている場合ではない。	6	公共施設の脱炭素化については、目黒区環境基本計画において、「公共施設の低炭素化の推進」として、これまで取り組んできたところです。 また、区では令和4年2月1日に2050（令和32）年のゼロカーボンシティ実現を目指すことを表明しました。効果的な普及啓発や区民意見の反映のあり方については、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた取組の中で検討していきます。	資産経営課 環境保全課
57	3	個人	FAX	３．公の施設は、全ての人々を対象に、それぞれの施設の設置目的に沿って、生涯を通して学習・芸術文化活動、スポーツや健康づくり、環境保護や福祉ボランティアなどに親しみ、促進を図ることが目的である。こうした公の施設は、どれも区民の自主的・自治的な運動の中で、歴史的に区民と行政の協同の取組として設置されてきた。また、設置目的に不可分なものとして、当然に会議室等も設置されてきた。施設の設置目的に沿って条例に基づいて設置されてきた会議室等を、十把一絡げに、「区民交流活動室」という名の「貸室」とすれば、施設の設置目的に沿った活動そのものを弱体化させ、区民の自治的な活動は、大きく制約される。	6	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
57	4	個人	FAX	４．今回の「貸室のあり方見直し」の動機は、区民センターの建て替え計画を区有施設見直しのリーディングプロジェクトとし、住民の諸権利や地方自治をわきに置いた会議室等の再編が進められたことがその発端である。その根本には、人口減少予測と集会施設や職員人件費をコストと考える一面的な財政削減方針がある。まさに、総量削減先にありきのやり方である。	6	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること、団体間の情報交換や連携・協力を促し、多世代交流や相乗効果を生み出すことで地域コミュニティの一層の活発化を図ること、施設総量の適正化、財政負担の軽減を見込むこと等を目的とした区有施設見直しの具体的取組です。 施設総量については、個々の施設の区民の利用実態に合わせた施設規模としていくため、施設の利用率を１つの指標としていく考えです。	資産経営課
57	5	個人	FAX	５．「施設使用料の見直し」＝「値上げ」が提起されている。現在の区民生活の実態は、異常な物価高騰で深刻化するばかりである。しかも、物価高騰の諸原因を考えれば、すぐに改善される見通しはない。「なぜ、こんな時に施設使用料の値上げなのか！」これが区民の声である。	6	使用料については、「公の施設使用料の見直し方針」において、原則として４年ごとに改定することとしており、次期改定は令和７年度となります。近年、区有施設の維持管理経費についても上昇傾向にあり、また、多くの区有施設の更新を一斉に進めていくことから、今後の区有施設の持続可能性を踏まえた算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
57	6	個人	FAX	６．使用料を負担できない人はサービスから排除される。収入にかかわりなく、区民一人ひとりが等しく公の施設を利用できるようにすることが自治体行政における「公平性の確保」である。「公民館」の利用は無償であった。この原点に戻ることこそが、公共の復権に他ならない。公共の中枢的な機能が弱体化している。区立施設と区の職員はコストではない。	4	公の施設サービスについては、税金による運営となるため、利用する方と利用しない方との負担の公平性を図る必要があると考えております。また、当該サービスの性質や目的、利用の形態などを踏まえたうえで負担割合を設定し、利用者に負担を求める受益者負担の考え方を原則としており、このように適切な自治体運営を行うことこそ行政の責任だと考えています。 このうえで、これまでの経緯や施設の整備状況、区民意識・活動領域の変化等を踏まえた負担割合の調整を行っているほか、減額・免除規定を設けることで、公平性踏まえつつ利用形態等に応じた配慮を行っているところです。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
58	1	団体	メール	だれでもはいれる個人加盟の組合として、目黒で働く様々な労働者から、労働相談を受け、労働組合に加入し団体交渉などの労使交渉を行うなど、職場の問題の解決を図って活動しています。毎月の例会や、団体交渉などの打ち合わせ、学習会や各種行動に際し、目黒区の男女共同参画センターや中小企業センターなどの情報を活用し、また各種の目黒区の施設を利用しています。この観点から、「貸室のあり方見直し」に、意見を提出します。 １：見直しは「多様な区民活動が以前に増して多く見られる」と見直しの背景を位置づけていますが、区内で働く労働者の活動を視野に入れた考察が必要です。目黒区内の変化は、区内事業者所の減少・多様化にともない、目黒で働く労働者が、目黒区内に居住する割合が減少し続けています。区内労働者も、区民と同様に施設利用がはかれるよう、考え方を見直してください。各種登録要件から、「区内居住者半数以上」などの要件の廃止・緩和を求めます。また区内中小企業などの事業所にも、労働者の福利厚生活動などでの区の施設の利用を保証してください。	4	新たな団体登録制度の登録団体の要件の１つは、「構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学であること」としており、区内在勤者の方についても登録要件となるよう検討を進めています。 今回の見直しは、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としていることから、これまでどおり、労働者の福利厚生活動を含む多様な区民活動のために貸室を利用いただくことが可能です。 利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 産業経済・消費生活課
58	2	団体	メール	２：これらのためには「貸室」というとらえ方でなく、「公の施設」としての機能充実を求めます。各施設の設置目的に沿った利用・活動は、権利として保障されたものです。これを一方的に「転換」することは認められません。個々の施設に「問題」があるなら、それぞれの設置条例などに基づく議論・改善を図るべきです。 今回の見直しの契機として、区民センター建て替えと学校施設の計画的更新、コミュニティ施策の見直し、などを挙げていますが、いずれも考え方なども未確定・進行中の課題であり、今回あげられる「貸室」の各種施設と直接的に結びつくものではありません。 それぞれの施設で、それぞれの根拠法（社会教育法など）から歴史的に形成されてきた役割を、一方的に変更するのは乱暴な議論で、「多様な区民活動」を均一的な「貸室利用」に落とし込めるものです。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課
58	3	団体	メール	３：これら区の施設に働く労働者の問題も同時に改善を図ってください。 近年、自治体労働者の非正規化・外部化が進展し、区の施設に働く労働者も非正規化が進んでおり、指定管理・業務委託による労働者の賃金・労働条件の低下が各所で見られ、目黒労協にも労働相談が寄せられています。単なる「貸室」管理として、専門性を否定され不安定雇用が横行しています。防災などの観点からも、これら施設労働者は第一線で区民・区内労働者の生命をまもる役割を担っています。 ①目黒区公契約条例の精神を生かし、区の施設で働くすべての労働者の賃金・労働条件の向上を図るよう、条例適応範囲の拡大、下限報酬額の広報、点検などをおこなってください。	6	目黒区公契約条例については、条例中で定めた適用範囲に従い、適切に運用しています。 条例の適用対象案件の受託者に対しては、「公契約条例の手引き」を配布するとともに、条例第１０条に基づき①労働者等の範囲、②労働報酬下限額、③労働者等から申し出をするときの申し出先について周知するよう義務付けていることを説明しています。 また、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われているかについては、提出を義務付けている労働台帳により確認を行っております。	契約課
58	4	団体	メール	②施設利用に伴う区民・労働者の学習権保証、災害時の対応などの研修、防災用品の確保などをすべての労働者に保証してください。	6	施設を利用する区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、ご意見は、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
58	5	団体	メール	４：「公の施設」で保証される利用の権利こそがすべての「貸室」に保証されるべきですが、今回の「見直し」は全く逆行するものと思われますので、反対します。幅広い区民・利用者の参加、意見公募や検討会、ワークショップ開催などの手法で再検討を求めます。	4	貸室を一律の位置付けとして「区民交流活動室（仮）」とすることで、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。 本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
59	1	個人	メール	いつも利用させていただき、ありがとうございます。 箇条書きではありますが、何点か要望、意見をお送りしたいと思います。 1.貸室料の値上げは極力せず、一日の区切りを3部から4部へ変更してはどうか。 朝、昼、午後、夜間、のような感じ。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
59	2	個人	メール	2.近隣住民の利用には、地域外からの利用者よりもやはり優先度は必要なのではないか。高齢者や乳幼児などは遠くへの移動が難しいため。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
60	1	団体	メール	１：「貸室」というとらえ方でなく、「公の施設」としての機能充実を求めます。 各施設の設置目的に沿った利用・活動は、権利として保障されたものです。これを一方的に「転換」することは認められません。個々の施設に「問題」があるなら、それぞれの設置条例などに基づく議論・改善を図るべきです。 今回の見直しの契機として、区民センター建て替えと学校施設の計画的更新、コミュニティ施策の見直し、などを挙げていますが、いずれも考え方なども未確定・進行中の課題であり、今回あげられる「貸室」の各種施設と直接的に結びつくものではありません。 それぞれの施設で、それぞれの根拠法（社会教育法などなど）から歴史的に形成されてきた役割を、一方的に変更するのは乱暴な議論で、「多様な区民活動」を均一的な「貸室利用」に落とし込めるものです。 しかも「文化ホール等」は、「一律の位置付け見直しにそぐわない」としていますが ①「文化ホール等」の「等」などを具体的に明らかにし、そぐわないとした理由を個々明らかにしてください。 ②同様の考察を、今回対象とした施設（例えば男女平等参画センターなど）のすべてについて、個々の「そぐわないといえない」理由を明らかにしてください。	4	今回の見直しは、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。各施設の設置目的ごとの行政施策や展開されてきた多様な区民活動を否定するものではなく、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 地域活動や社会教育活動等を含む様々な区民の自主的・自律的な活動について広く区民活動と捉えることとしていますが、利用形態の特殊性や施設の性質、利用実態等を鑑み、一律の位置付け見直しにそぐわない貸室については別途検討を行うこととしており、具体的な貸室については、今後検討のうえお示しします。	資産経営課 人権政策課 文化・交流課
60	2	団体	メール	２：当会は2022年2-6月、会の署名提出などにあわせて、記者会見場所などを区庁舎内でもとめましたが、得られませんでした。「お茶室」などの区庁舎内「貸室」の利用も阻まれました。多様な区民活動といいながら、「区政に協力する」ものでないとして、利用を阻まれ、「住区センターなどの公の施設」の利用を求められました。これらの、例えば区役所内「貸室」あるいは会議場所につて、どう考えるのか明らかにしてください。 「公の施設」で保証される利用の権利こそがすべての「貸室」に保証されるべきですが、今回の「見直し」は全く逆行するものと思われますので、反対します。幅広い区民・利用者の参加、意見公募や検討会、ワークショップ開催などの手法で再検討を求めます。	6	区役所総合庁舎会議室等については、区が行政目的を達成するために使用することを基本として、開庁時間帯の庁舎としての使用及び施設の管理運営に支障のない範囲で使用を許可する目的外使用としての取扱いとしています。 このため、公の施設の使用とは形態が異なることから、今回の貸室のあり方見直しの範囲とはしていません。 本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課 総務課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
61	1	個人	メール	近くに住区センターがあることで、家族で卓球をするために使わせてもらったり、所属していた団体では定期的に会合に使わせていただきました。 また町会として様々な行事を行うために無料でお部屋を使わせて頂きとても感謝いたしております。 地域登録の団体の方々は一部の安いお部屋は午前中使っても３００円という安い料金で使っておられます。お一人で使われる方はほとんどいないので　最低でも５００円、１０００円でもよいのではないかな？　と思います。	4	使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 地域振興課 各地区サービス事務所
61	2	個人	メール	使用時間を午後を２つに分けるというのは良いと思います。２時間位しか使わない団体であれば使用料も安くなり喜ばれると思います。 もう少し使いたいならば午後２コマとれるようにすればよいと思います。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
61	3	個人	メール	登録団体が４か月前から抽選予約の申し込みができるのは、予定も立てやすく助かります。　使用料は登録団体も一般団体も同じにして、その他の団体は今までの一般団体のように使用料が高くても良いと思います。	4	利用申込時期や使用料に係る団体区分ごとの団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
61	4	個人	メール	キャッシュレス決済も便利です。税金も今ではカード払いをしています。 多少手数料は取られますが、カードのポイントを考えると現金払いをするよりもお得になります。　カード払いができるようになると予約をした段階で使用料もカード払いできるようにするのですか？ もちろん窓口でカードやスマホなどで払うことも出来ると思いますが、カード払いの手数料をカード会社に払うようになるのですね。 現金で払ってもらえば全額もらえますが、カード払いにすると手数料を差し引いた金額しか手元に残らないということですか？ 一番心配なのは還付だと思います。もしも３００円の部屋をカード払いされてそれを還付するとどうなるのですか？　還付の時はカード会社に手数料はいらないのですか？　　税金はカード払いしても還付というのはめったにないのですが、現金以外だと決済方法が沢山ありそうなので複雑になりそうですね。 まだまだ先のことのようですが、起こりえる様々なことを考慮して進めて頂きたいと思っております。 これからもどうぞよろしくお願いいたします。	4	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしており、課題解決に向けて取り組んでいきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
62	1	団体	メール	現在、建て替え計画が進行中の向原小学校出身、同地区在住の副会長はじめ、連絡会のメンバーはそれぞれ区内の社会教育団体等で活動中であり、貸室のあり方の見直しは今後の活動に大きな影響があると考えています。7/19 に実施された説明会に参加(会長)した内容も踏まえ、パブリックコメントを提出します。 多くの区有施設が建て替えの時期を迎えていることは、今に始まったことではなく、以前から指摘されていることであった。小学校として最初の建て替えとなる向原小学校とその地域住民と話し合いは、まず複合化、多機能化ありきで進んでいるのではないだろうか。区民センターについても同様に感じている。小学校、住区センター、老人いこいの家等を統合した施設にする場合、維持管理費のコストダウンなど数字上のメリットだけをいうのではなく、そこに通う小学生、保護者、そこで活動する地域の人たちにとって充実した生活や豊かな活動ができるかどうかという、数字では表しにくいものこそ重要だと考える。	6	区では、今後３０年間で２４校の小中学校の建て替えを進めていくこととしており、現在、地域の皆様を含め学校に関わる多くの方と意見交換・情報共有を行いながら、第１校目となる向原小学校の建て替えに向けた検討を進めています。 区立小学校への住区センター構成施設複合化については、単に財政負担を図るものではなく、複合化機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することのほか、学校機能の地域利用の促進を図ることで、地域と学校との連携強化や地域のコミュニティ活動の強化につなげること等を目的とするものです。 区民福祉の向上が重要であると考えておりますので、引き続きそこで活動する方々への説明、情報交換等を重ねながら地域の方々に親しみを持っていただける施設に向けた取組を進めてまいります。	資産経営課 学校施設計画課
62	2	団体	メール	コロナ禍の中、区内で活動する団体は大きな影響を受けており、例えばコーラス等の音楽団体はピアノのある部屋がなかなか取れず、練習もままならない状況となっている。また合わせて、目黒区は施設利用のガイドラインが近隣の区より厳しいことが指摘されており、区内での活動をあきらめて他区に練習に行ったり、発表会を開いたりしている団体も散見される。部屋の定員が半分になっているため、今までより広い部屋(=料金の高い部屋)を使わなければならないことも各団体の負担になっており、活動の先細りは否めない状況である。	6	活動内容や利用人数の制限については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して、各施設所管課において判断のうえ講じているものです。 今後の感染状況等の変化に伴い、国及び東京都の方針を踏まえながら、適宜見直しを行っていきます。	資産経営課 危機管理課
62	3	団体	メール	貸室を一本化して、登録団体の区分も見直された場合、区内のどの施設にも利用申込ができることになるというが、その際、学校施設(音楽室や体育館等)の利用もできるようにしてほしい。料金の値上げはしないでほしい。	4	今後３０年間の学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、貸室のあり方見直しに合わせて、学校開放など学校施設の使用に係る見直し、適切な受益者負担の導入について検討を進めることとしていますが、利用者の利便性向上につきましても併せて検討すべき課題と認識しています。 使用料については、将来世代にも施設を残していけるよう、持続可能な視点を踏まえて今後算定の考え方を整理し、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 スポーツ振興課 学校施設計画課 生涯学習課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
62	4	団体	メール	目黒区の活動が活発になるよう継続されるよう、区も努力してほしい。貸室のあり方は「器(ハード面)」の問題で、その中で行われる「活動(ソフト面)」が豊かになるような見直しでなければならない。	3	貸室のあり方見直しについては、令和４年５月に改定した「区有施設見直し計画（令和４年度～８年度）」において、ソフト面の具体的取組の１つとして掲げており、区民活動の多様化を踏まえ、今以上に区民の誰もが等しく使うことができ、地域に開かれた空間、仕組みとしていくことを示しています。 今後も、こうした考え方に基づき、地域コミュニティの活発化や活動の充実等に向けて取り組んでいきます。	資産経営課
62	5	団体	メール	また、現在進行中の向原地域での住民との協議の内容や進捗状況については、向原地域の人たちだけに伝えればいいのではなく、区内全体で共有するべきものである。例えば、次に建て替えとなる小学校の地域の人たちに、こんなことが起こる、こうすればよかった、というようなことは引き継がれていくべきで、一地域で完結するものではない。 それは区民センターや今後建て替えられる施設についても同様であり、情報を広く公開し、よりよい施設や制度になるような話し合いが多様な住民とともに行われることが必要である。特にこれからの目黒区を担って行く若い世代の方たちの考えを積極的に取り入れられるよう、区としてアプローチしてほしい。	4	学校施設や区民センターを含む区有施設の更新・見直しに関する検討進捗については、広く区民の方に周知・説明を行うべき内容と認識しています。 引き続き、適時適切な周知、意見募集に努めながら取り組んでいきます。	資産経営課 学校施設計画課
63	1	個人	メール	この度、企画経営部 資産経営課より「貸室の見直しの基本的な考え方（案）」が6月２９日付で示されて、提出期間が6月29日～8月1日と極めて短い検討時間で意見を求められた。たまたま小生が、７月半ばに目黒区役所　総合庁舎本館１階の区政情報コーナーでこの資料を手に入れることが出来た。 （１）　先ずはじめに、大きな問題点を幾つか指摘しておきたいと思う。 ①　６月～７月の間は、参議院選挙期間中であったことやコロナも猛威を奮って、東京では「街中ですれ違った３人に一人は陽性者」と言われるほどの第7次の　コロナ禍の時期であり、できるだけ外出を控えていた時期であることを考えると８月１日までに提出を求められていることには不信感を抱く。余りにも短期間でありしかも社会状況からして配慮が欠けた提案期限であると言えるので延長すべきである。	4	本件については、区報のほか、区長ビデオメッセージ動画公開を含む区ホームページでの公開、SNSでの情報発信、様々な区有施設での閲覧・配布を行ってきました。また、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、パブリックコメントの対象となる取組ではありませんが、区民の方への影響を鑑み、意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。 今後も引き続き、広く区民の方への周知、ご意見の募集を図ることで、区政運営の公正の確保と透明性の向上、開かれた区政の推進に向けて取り組んでいきます。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
63	2	個人	メール	②　また、事前の説明会の呼びかけが無かった。少なくとも既存の利用団体には　説明会を開催すべきでした。如何にも配慮に欠ける提案であると思われる。本来ならば､地域住民に説明会に広く呼びかけ参加する機会を設けるべきであると思う。目黒区は、いつも「末永く住み続けられる目黒」を謳っているのだから。しかも、この先の目黒区の住環境を決める重要な事項なのであるから。	4	本件については、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を計２１回開催するとともに、広く区民の方に対して区民意見募集も行ったところです。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
63	3	個人	メール	③　現在、目黒区は「目黒区民センターの立て替えを契機に、「区有施設見直しのリーディングプロジェクト」として位置付けて区有施設の見直しの計画を進めているようですが、何を優先するかを慎重に検討することが必要であると思う。 例えば、学校施設の計画的な更新との関係などは、いま協議会等で検討中であり、現在結論をみていません。とりわけ「教育環境の整備・充実、地域と学校との連携や地域コミュニティ活動の強化のため学校施設と住区会議室、老人いこいの家、社会教育館等との複合化・多機能化により、効率的な施設活用を図る」として計画しているけれども、各施設の地域環境や運営の実態・関係団体・利用者の意識などから様々な意見があるので、関係する住民・団体の十分な意見交換を行ないそれらが反映されることが必要あるとおもう。	6	区では、今後３０年間で２４校の小中学校の建て替えを進めていくこととしており、現在、地域の皆様を含め学校に関わる多くの方と意見交換・情報共有を行いながら、第１校目となる向原小学校の建て替えに向けた検討を進めています。 区立小学校への住区センター構成施設複合化については、複合化機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することのほか、学校機能の地域利用の促進を図ることで、地域と学校との連携強化や地域のコミュニティ活動の強化につなげること等を目的とするものです。 学校施設の更新にあたっては、学校に関わる多くの方のご意見を踏まえる必要があると考えていますので、地域住民、利用者、PTA、教員等と引き続き意見交換を重ねながら取組を進めていきます。	資産経営課 学校施設計画課
63	4	個人	メール	特に、中学校の統合問題などは、今までの１２の中学校は、非常にバランスが取れた配置であった。少子高齢化社会に対する検討と手だてが不十分だった為に統合策の計画に至ったのではないのか？この度の、２～３０年前の中学校の統廃合計画は、登校時間・心身　の状態とりわけ気候の温暖化（４０℃に近い気温での通学）を考えてみても無理があるﾌﾟﾗﾝであると言える。この度の統合案は、益々無理しても私立中学校へ追いやることにもなる。	6	区では、現状の区立中学校の通学距離等を踏まえ、徒歩30分程度の範囲内であれば、新設中学校の徒歩での通学距離としては妥当であると考えています。また、通学における公共交通機関の利用については、現在も必要に応じて認めています。 なお、これまでの統合の取組では、通学区域が広がることによる生徒の負担緩和のため、大型ロッカーの設置等の対策を保護者等からの要望をもとに講じています。今回の統合においても、協議組織や保護者等からの意見を丁寧にお聴きし、適切な対応を図っていきます。	学校統合推進課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
63	5	個人	メール	（２）　その他に何点か気になる点を指摘したいと思う。 ①　現行の団体登録制度は、先輩たちが「幅広い区民活動を支える観点から、各々の設置目的に沿った活動を支援する」ことを考慮した点には感心する。これを「登録団体」「一般団体」「その他団体」の３つの団体区分にする新団体登録制度に移行した場合には、どんなメリットがあるのか？現行の登録制度には、どんな問題があるのか？などの提示が欲しいものである。	6	これまで区では、各施設の設置目的ごとに貸室を整備し、地域コミュニティ活動や社会教育活動等、分野ごとに区別し、団体登録制度の運用とともに、設置目的に沿った活動を支えてきました。 しかし、地域コミュニティ形成に資するものでありながら、社会教育や福祉増進、消費生活の安定や環境保全に関連する活動である等、１つの活動には様々な側面があります。このように、現在、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していくため、団体登録制度の一本化を図るという考えです。 利用申込時期や使用料に係る団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
63	6	個人	メール	②　現行の団体登録制度を、①登録団体②一般団体③その他団体の3つに区分する新たな団体登録制度では、登録要件や今迄のような優遇策を確保されるのだろうか？今まで利用してきた団体が継続して利用できなくなることがないようにして欲しい。	3	新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
63	7	個人	メール	③　気がかりなのは、「その他団体」の内容であり、ａ「施設の目的に沿った活動を行うことや営利活動、宗教活動又はを政治活動を専ら目的とした団体」でも利用できるとか、ｂ「構成員が区内在住・在勤・在学にこだわらない他の自治体在住者のみでも利用できる」という意味なのでしょか。 だとすると、目黒区の人たちが利用しにくくなるのでは？という不安がある。この点の配慮・弊害をどのように除去するのか、その方策を明らかにして欲しいと思います。	4	今回お示ししている新たな団体登録制度の「登録団体」「一般団体」では、構成員の半数以上が区民（在住・在勤・在学）であることを要件の１つとしたうえで、区民の方が利用しやすいよう団体区分に応じた利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 利用申込時期や使用料に係る団体支援策を含め、団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
63	8	個人	メール	最後に、はじめに述べたように社会状況などを考えると、8月1日という配慮が欠けた提案期限であると言えるので延長・再考すべきである。もっと区民の声を反映したものにする努力をお願いします。	4	今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
64	1	個人	FAX	クラブの私物など、どうすればいいか？ 通常の日が出来なくてのだいがいの日がとれない。	6	備品等を格納するロッカーについては、貸室見直しにより様々な団体の利用が増加することが見込まれますが、限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課
65	1	個人	メール	住区センターで勤務していますが、利用者への公平・公正な運営を鑑みた場合、「貸室の使用料支払い方法についてペナルティ制度を新設すべき」であると思っています。以下、現状の説明とペナルティ制度の新設について提案致しますので、ご検討のほど宜しくお願い致します。 １．現状規定による貸室利用予約時の使用料の支払いについて システムによる申し込みは仮の予約であり、「抽選結果の発表日または予約日の翌日から１４日以内（利用日が１４日以内の場合は利用日まで）に、利用する住区センターで申請を行い、使用料を支払うことになっている。この期間内に支払が無い場合は予約自体が取り消し（強制取消）になる。 ３．現状規定における使用料支払い状況と問題点 ①使用料支払状況大半の利用者が現規定を遵守し、使用料の支払いを窓口で行っているが、利用者によっては、仮予約後使用料の支払いを行わず予約自体が取り消し（強制取消）になることがある。複数回の予約取消しになっても現状ではペナルティ規定は制度化されていない。 ②問題点 使用料支払いが無く取り消しになるまでの期間（仮予約期間）は他の利用者が申込みできない状況であり、部屋利用の公平・公正な運用を鑑みた場合、問題であると言わざるを得ません。性悪説的に考えれば、公の施設を私物化しており、自分が使用するときは使用料を払い、使用しない時は自動的に予約取り消しになるだけと考えているのかも知れない（規則違反ではない）。 ４．貸室使用料支払方法についてのペナルティ新設 前記３項に記載した問題点を少しでも解決すべく、下記に示すペナルティ制度の新設を提案いたします。（目黒区のスポーツ施設予約制度にはペナルティ制度を導入して運用されているとのこと） ① 現状の規定に次の条文を追加する。 「なお、仮予約後使用料の支払いを行わず予約自体の取り消し（強制取消）を過去1年に遡り、３回以上行った場合はその後仮予約を出来ない場合がある」 ⇒　期間と回数は適宜変更願います。 ② 予約システムのソフト修正 過去１年に遡り、３回以上の強制取消があった場合は仮予約段階で受付を拒絶するソフトに修正する。	4	無断キャンセルについては、区としても課題と認識しているところです。 利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしています。 これにより、利用申込や使用料納付を含む現行の手続きの流れについても、より分かりやすく使いやすいものにしていくことを予定しており、ご指摘のとおり、貸室を利用したい方が公平に利用できるような制度設計を行う必要があると考えています。 制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
66	1	団体	FAX	区有する施設見直しリーディングプロジェクトに基本的に賛成である。 要望１．利用時間割の見直しについて 時間帯を早朝から使えるように、6時から１２時の間を3分割4分割も試案していただきたい。	4	利用時間割の見直しは、柔軟な利用に対応すること、多くの区民の方が利用可能とすることを目的としたものですが、詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
66	2	団体	FAX	要望２．老人いこいの家の存続について 旧厚生省および社会・援護局では確たる設定をうたっていると当方では理解しているが、いこいの家の存続について見直し案では、どのように位置付けているのかを、はっきりと示して頂きたい。	4	今回の見直しは、施設の事業・機能と貸室を分離したうえで、貸室について位置付けを見直すものであり、施設そのものの廃止を目的としたものではありません。 「目黒区保健医療福祉計画」や「目黒区区有施設見直し計画」を踏まえ、老人いこいの家の担っている、地域の方が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能拡充を図りつつ、併せて広く多世代が交流でき、コミュニティが醸成できる施設としていく事を目指していきます。	資産経営課 高齢福祉課
66	3	団体	FAX	要望３．いこいの家の管理者について 管理者は、現在住区かシルバーセンターが行うことになっているが、今後の方向が知りたい。 要望４．現状のいこいの家の管理者について 当方では住区の職員が兼務で管理している。できれば専従にして頂きたい。	6	貸室のあり方見直し後の管理・運営方法については、サービス向上や区有施設見直しの観点を踏まえながら、適切な手法について検討を進めていきます。	資産経営課 高齢福祉課
67	1	個人	FAX	原町老人いこいの家を利用させて頂いています。 １．貸室の利用にあたっての申し込み手続きは、従来通り不要にして頂きたい	4	区では、老人いこいの家が担ってきた、地域の高齢者が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能拡充を図りつつ、併せて広く多世代が交流でき、コミュニティが醸成できる施設としていく事を目指しており、利用にあたっての詳細な手続きについては、この趣旨を踏まえて検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課
67	2	個人	FAX	２．老人クラブが利用出来る時間帯は、午前及び午後１・午後２の時間帯を確保して頂きたい。	4	見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、利用実態を十分に配慮したうえで、タイムシェア等を活用した効果的、効率的な施設利用について方策を講じていくこととしており、詳細は今後検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課
67	3	個人	FAX	３．貸室の利用率が重要な指標になると思うが、現在のいこいの家の利用率はコロナの感染防止対策等により利用率は大幅に低下しています。 利用率についてはコロナ前の活動状況を考慮の上ご検討願います。	3	施設の利用率を１つの指標として、施設総量を効果的・効率的なものとしていくこととしていますが、新型コロナウイルス感染拡大等、特定の要因による一時的な影響については、一定程度考慮する必要があると考えています。	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
67	4	個人	FAX	老人クラブの活動は一昨年のコロナの感染拡大により活動が制限され、活動の中心的な拠点になっていた、いこいの家の利用も同様制限が掛かり活動が中止になったり、活動が再開されても感染防止対策を実施しながらの活動は魅力が半減するなど参加者が減少しています。不参加の会員の中には家にこもりがちになり体調を崩す人が多く、いこいの家でのクラブ活動が健康増進に役立っているか改めて認識しております。今後も老人クラブの活動がますます活性化されるよう、今まで以上にいこいの家が利用しやすくなることを願っています。	3	老人いこいの家については、住区センター構成施設として地域コミュニティ形成を担う機能を有していることを踏まえながら、貸室として取扱うことで、地域の高齢者だけでなく、世代を超えて地域の様々な人が集える交流の場としての機能拡充、多世代交流の推進、生きがいづくりや健康づくりの更なる促進、地域コミュニティの醸成が図られると考えています。	資産経営課 高齢福祉課
68	1	団体	書面	（烏森住区センター内の烏森老人いこいの家の受付管理職員について） ・烏森老人いこいの家では約２００名のクラブ員が活気ある生活のため日々この施設を利用させていただき感謝しています。 ・現在、烏森老人いこいの家の専従職員は不在であり住区住民会議の管理者が住区センター入口の受付窓口にてあらゆる受付、管理を行っています。 ・烏森老人いこいの家のクラブ員からの意見としても老人クラブのクラブ活動を行っている中の事務所に職員が不在のため住区センター受付場所との距離が離れていたり、たまたま職員が不在などもあり何かとクラブ員が不便を感じているとの意見が多数あります。 ・安全面（活動中の見守り）も含めて是非とも本来の老人いこいの家内の事務所に職員を専従していただきたく、お願い申し上げます。	6	貸室見直し後の管理・運営方法については、サービス向上や区有施設見直しの観点、現行体制における課題を踏まえながら、適切な手法について検討を進めます。	資産経営課 高齢福祉課
69	1	個人	書面	いこいの家を利用させて頂いています。私達は”のばそう健康寿命！”をスローガンに会員の皆様と活動しています。木、金、土曜日（午前１０：００～午後４：００）各サークルや打合せ等、色々多岐にわたって日々使わせて頂いています。 これからも、役員及び会員の皆様に様々な意見を言っていただき、少しでも興味を持って、会に参加していただく様、努力して行きたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。	6	貸室のあり方見直しは、様々な団体の幅広い活動について、より多くの目に触れてもらうことで、団体活動の認知度向上及び活動の充実につなげることも目的の１つとしています。	資産経営課 高齢福祉課
70	1	団体	書面	過日目黒区老連会長会に於いて、″貸室のあり方″の通知いただきました。 私事で恐縮ですが、2000年10月に入会22年間多々サークル活動と区老連行事に参加させていただき貴重な体験、有意義な時を与えていただき深く感謝しております。どうぞ存続を宜敷お願い致します。	6	見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、タイムシェア等を活用した効果的、効率的な施設利用について方策を講じていくこととしており、詳細は今後検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課

提出者	枝番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
71	1	個人	書面	社会教育館で茶道で利用しています。 どの施設の和室にも茶道具が完備されているわけではないので、和室ならどこでもよいという団体さんに茶道具のある和室を利用されると活動に支障が出ます。申し込みの際に何らかの線引きがされるようご一考下さい。	4	貸室のあり方見直しは、貸室を一律の位置付けとすることで区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能とすることを目的の１つとしており、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられます。しかし、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 生涯学習課
71	2	個人	書面	コロナになり利用料金支払いは利用当日でよくなりましたが、コロナ禍のあとも継続していただけるとありがたいです。	6	施設利用に係る手続きの特例については、区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して判断のうえ講じているものです。 今後の感染状況等の変化に伴い、国及び東京都の方針を踏まえながら、適宜見直しを行っていきます。	資産経営課 危機管理課
71	3	個人	書面	予約システムで一度キャンセルすると２度と申し込みできない運用ですが、一定期間をおけば再予約できるようにして欲しいです。	4	利用者の利便性向上のため、貸室のあり方見直しに合わせて、令和７年度に向けて利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めることとしています。 これにより、利用申込や使用料納付を含む現行の手続きの流れについても、より分かりやすく使いやすいものにしていくよう、今後検討を進めていきます。	資産経営課 各施設担当所管課

意見一覧（説明会等）

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月1日	1	1	例えば他区では、３０分刻みで予約枠を設定しているという事例がある。利用時間割については、細分化した方が柔軟に利用できるのではないか。	4	ご指摘の細分化された利用時間割については、当区としても検証を行っているところですが、柔軟な利用が可能となる一方、空き時間が細切れに発生する等、効率性の点で課題があると認識しています。 利用実態を踏まえ、適切な時間割について検討していきます。	資産経営課
7月1日	2	1	「貸室」という表記については異論がある。 住区会議室や社会教育館など、活動を支援するための施設が設置されており、そこには活動の場として部屋がある。また、施設の設置目的に沿った活動を行っているか、いかに区政や区民のための活動を行っているかという審査を経たうえで、登録団体として活動を行うこととなっている。 しかし、現在はマンションの管理組合等も同じように団体登録を行い、施設を使用できるような状況がでてきており、まさに単なる「貸室」となっていることに疑問を感じている。 最も大切なのは、人を育てることであり、これに力点を置いていただくとともに、区民のため、区政のための活動について、きちんと支援を行っていただきたい。	3	団体登録制度については、各施設の設置目的に沿った活動を支えるという趣旨がありますが、現在、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることは現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 貸室のあり方見直しは、こうした状況を踏まえ、区民活動の多様化に適切に対応し、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としたものですが、貸室を一律の位置付けとするとともに、各施設の機能・事業は、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。	資産経営課
7月1日	2	2	「貸室」という文言について、「区民の活動室」と言い換えられないか。	4	貸室のあり方見直しは、「区有施設見直し計画」に掲げている具体的取組の１つであり、「貸室」という文言は、当該計画における表現を使用しているものです。	資産経営課
7月1日	3	1	貸室を一律の位置付けに見直すとなると、施設管理は外部委託となるのか。また、施設予約システムはどうなるのか。	6	施設の具体的な管理方法については今後検討していきます。 また、施設予約システムについてですが、今回、貸室のあり方見直しと合わせて検討すべき事項として、施設利用手続きの見直し及びキャッシュレス決済の導入について掲げており、今後、利便性向上に向けたシステム改修についても併せて検討を進めていきます。	資産経営課 東部地区サービス事務所 スポーツ振興課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月1日	3	2	新たな団体登録制度における登録団体の要件には、「施設の設置目的に沿った活動を行う」とあるが、これは何を指すのか。	6	新たな団体登録制度における登録団体は、これまで施設ごとに設置していた登録団体を一本化することで、これらの活動を包含するものとすることを想定しています。 このほか、近年の区民活動の多様化に伴い、例えば子育て支援に関する活動など、現在の登録団体には含まれないような新たな活動もあることから、区民交流活動室（仮）の設置目的は、こうした新たな活動も含め、様々な区民活動を広く包含して誰もが利用できるよう、詳細を検討していきます。	資産経営課
7月1日	4	1	今回の見直しにより、住区会議室や勤労福祉会館等、施設はどうなるのか。	6	貸室は一律の位置付けとして見直しを図ることで誰もが使用できる空間としていくとともに、施設で行う講座等の機能・事業については、各事業担当課において実施方法等を整理・検討のうえ、より充実を図っていくという考えです。 また、活動を支援するという点では場所が重要となることから、見直し後も、引き続き活動を継続できるよう検討を進めます。	資産経営課
7月1日	4	2	貸室の見直しは、目黒区民センターのように建て替えを行うことなく、現行の建物において行われるのか。	6	「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」については、今年１０月以降を目途に取りまとめる予定であり、この考え方を元に令和７年度から見直しを実施することを予定しています。 このため、目黒区民センターの建て替えを行うよりも前に、見直しを進めていくこととなります。	資産経営課
7月5日	5	1	優先受付及び一般団体との区別についてはどうなるのか。	6	新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月5日	5	2	新たな目黒区民センターにおける貸室については、施設ごとに作るというより、オープンスペースにしたうえで間仕切りを設ける等の形態を検討しているのか。	6	新たな目黒区民センターでは、様々な区有施設の機能を複合化、集約化したうえで、施設ごとではなく、施設全体で貸室を設けることを考えています。また、フリースペースの設置についても検討を進めています。	資産経営課
7月5日	5	3	目黒区は単身の若い女性が多く住んでいる。そのようなことを踏まえて、借りやすさを含めて施設を考えていってほしい	4	性別・世代を問わず様々な区民の皆さんが利用しやすいような施設の実現に向けて、利用手続きや使用料支払方法など利便性の向上についての検討も進めていきます。	資産経営課
7月5日	6	1	ロッカーの専用利用は継続できるのか。	6	貸室の位置付けの見直しにより、様々な団体が施設を利用することが見込まれることから、ロッカーの使い方が変更となる可能性があります。 限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。	資産経営課
7月5日	6	2	登録団体の要件の１つとして、活動内容を踏まえるような項目を設けていただきたい。	4	新たな団体登録制度においては、「施設の設置目的に沿った活動を行うこと」という要件を設ける想定であり、一定程度活動内容を踏まえたものとしています。詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月5日	7	1	様々な団体が貸室を利用するようになると、ロッカーの新規利用希望が多く出てくることが見込まれる。その場合には、希望者間で調整が必要になるのか。 また、会議室内の空いているスペースを倉庫代わりとして、物品を置いておくことは可能か。	6	見直し後のロッカーの使い方については今後検討していきます。 また、様々な団体が貸室を利用することが見込まれることから、会議室内のスペースを倉庫代わりに利用することには課題があり、現実的ではありません。	資産経営課
7月5日	7	2	今後、少子高齢化が進行していくなか、歳出抑制を図る観点からも、施設を減らしていくべきではないか。	3	ご指摘の点について、区では、区有施設見直しに取り組んでいるところです。例えば、現在の施設について、老朽化により建て替えが必要になった場合には、多機能化・集約化・複合化といった手法により延床面積の縮減を図り、財政負担を低減するということが考えられます。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月5日	8	1	施設総量の縮減目標や財政上の目標削減額等の基準があれば教えていただきたい。	6	区の持つ建物の総数は184、延床にして約53万㎡となりますが、区有施設の更新には年間約73億円の経費負担が必要と見込まれており、現在の総量の施設をそのまま更新し続けていくことは、区の財政を踏まえても不可能と言えます。 こうした状況を踏まえ、施設を安全・安心な状態で区民の皆様の利用に供するため、今後40年間で15%の施設延床面積を縮減し、コストの平準化を図ることが必要となります。	資産経営課
7月5日	8	2	東京音大の部屋を使わせてもらえるようにできないか。	6	東京音大の施設の利用に関しては、区に権限はないためお答えすることは困難です。小学校の音楽室については、学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化に合わせて、地域利用を図ることができるか検討を進めています。	資産経営課 学校施設計画課
7月5日	9	1	駅に近い住区のスタッフとして働いたことがあるが、利用実態を踏まえると、登録団体とそれ以外の利用は、利用料に大きな差をつけるべきと考えている。登録団体の要件である「構成員の半数以上が区民であること」というのは、実態にそぐわない場合が散見される。 また、駅から至近である等、立地が良いところは人気であるため、使用料を高くするという方法も良いのではないか。	4	新たな団体登録制度の詳細及び使用料の算定方法については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月5日	9	2	見直しを契機として、住区を減らすという考え方はないのか。	6	子どもから高齢者まで徒歩による活動ができる生活の圏域としての住区を減らすという考えは今のところ持っていません。 現在、学校施設の更新を進めているところですが、小学校については住区単位で整備されていることからも、更新時には住区センターの複合化について検討していきます。	資産経営課 学校施設計画課
7月7日	10	1	見直しの基本的な考え方に基づく会議室及び施設の名称はどのようになるのか。	6	会議室については、現時点の仮称として「区民交流活動室」としています。従前の名称を踏まえながら、今後、施設の名称含め区民の皆さんが分かりやすく親しみの持てる名称を検討していきます。 今回の意見募集期間に関わらず、ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月7日	11	1	団体登録の新制度について、「登録団体」「一般団体」「その他団体」とあるが、「登録団体」と「一般団体」の登録要件の違いが不明瞭である。新たな施設の考え方では、「登録団体」の要件「施設の設置目的に沿った活動を行う」という団体はほとんどないのではないか。団体区分は煩雑にしないほうが良い。	4	登録区分や要件の詳細は今後検討していきますが、現在の制度により展開されてきた様々な登録団体の多様な活動を引き続き支援していく必要があると考えています。 今回の意見募集期間に関わらず、ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。	資産経営課
7月7日	12	1	新たな団体登録制度になった場合、住民会議も「登録団体」という区分になるのか。	6	町会・自治会や住民会議については、地域コミュニティの基礎となる団体であり公共性の高い活動を行っていただいていることから、現在と同様、「登録団体」として登録いただくことなく、当該住区における活動が引き続き継続いただけるよう検討していきます。	資産経営課 各地区サービス事務所
7月7日	12	2	施設の位置付けを見直すことで、団体間の情報交換や連携・協力が促進されるとあるが、誰がどのように行っていくのか。住民会議では各利用団体の状況を把握できない。	6	これまでは、施設ごとの登録団体による活動が主であり、それぞれの施設での団体情報は限定的でしたが、今回の見直しによって、様々な団体の活動が施設の枠を超えて展開されることが期待されることから、新たな施設では活動団体が情報交換できるようなコーナーの設置などを検討していきます。	資産経営課 各地区サービス事務所
7月7日	12	3	老人クラブが活動する拠点はなくなるのか。	6	今回の見直しは、老人クラブの活動拠点をなくそうという趣旨ではありません。従前の活動機会が著しく損なわれることのないよう、タイムシェア等の活用を検討しながら、老人いこいの家を誰でも利用できる空間として、世代を問わない地域の方々が気軽に立ち寄り、集える交流の場・居場所になるよう検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月7日	13	1	見直しの基本的な考え方の本編資料２ｐに「地域活動拠点のあり方」が整理されているが、今の住区センターのミーティングルームに住区事務室と地域活動室を整備することになると、これまでのミーティングルームでの活動が手狭になる。	6	既存施設における新たな「住区事務室」の整備については、パソコン・通帳などの貴重品や個人情報管理におけるセキュリティの確保が可能であれば、各住民会議の事務室の活用状況によって、必ずしも区画分けをしなくても良いと考えます。各地区サービス事務所と相談の上、決定してください。 なお、学校への複合化後の新たな施設は様々な施設構成となり、各地域に応じた建築可能床面積の制限もあることから、住区事務室は１０㎡、活動室は３０㎡（１５名ほどが打ち合わせできるスペース）を標準に検討していきます。	地域振興課 各地区サービス事務所
7月7日	14	1	住区会議室を含めた貸室のあり方が本資料のように見直されるのであれば、住民会議が受けている指定管理施設構成も変わることになり、次期指定管理期間の意向確認についての結果も変わったのではないか。	6	住区センター併設の老人いこいの家のほか、単独の老人いこいの家、社会教育館などの各貸室は令和７年度以降、住区会議室を含め区民交流活動室（仮）に変更することを想定しています。現在の住区センター構成施設の管理・運営については、指定管理者である住民会議の皆さまに過度な負担を強いることのないよう、併設老人いこいの家の管理・運営手法と併せて今後整理していきます。 また、学校への複合化以前においても、各地域における利用実態に合わせた施設規模にしていくことを含め、区民交流活動室（仮）の管理のあり方については早急に検討していきます。	資産経営課 地域振興課 各地区サービス事務所
7月8日	15	1	あいアイ館が貸室見直しの対象になっていることが資料から読み取れなかった。	6	貸室のあり方見直しの範囲としては、別紙でお示ししているとおり、心身障害者センター（あいアイ館）を含むものです。	資産経営課 障害施策推進課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月8日	15	2	あいアイ館は、利用者が短期入所で宿泊する施設でもあり、貸室を利用するかたは障害に理解してくれることが大事だと思う。	3	心身障害者センター（あいアイ館）は、心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため各種事業を実施する施設であることを踏まえながら、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流促進を図る観点で検討を進める必要があると認識しています。	資産経営課 障害施策推進課
7月8日	15	3	住区センターや社会教育館の貸室が、広く区民のかたに使われるようになることは良いと思う。	2	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としているものです。この趣旨に沿って取り組んでいきます。	資産経営課
7月12日	16	1	新たな団体登録制度における「登録団体」と「一般団体」の差はなにか。	6	新たな団体登録制度における「登録団体」と「一般団体」の主な登録要件の違いとしては、「施設の設置目的に沿った活動を行うこと」「構成員が５名以上であること」が挙げられます。要件や団体支援策等の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 なお、現行の登録団体は、新たな団体登録制度においても登録団体として移行することを想定しています。	資産経営課
7月12日	17	1	新たな団体登録制度における「一般団体」には、構成員５名以上の要件は設けないのか。	6	構成員４名以下の活動も想定されることから、今のところ設ける予定はありません。 詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月12日	17	2	住区センター、社会教育館等の呼び名はなくなるのか。	6	今回、施設のもつ機能・事業と貸室を分離して見直しを図るものであり、貸室名称と施設名称は別個のものとして考える必要があります。 このうえで、貸室の名称については、現在検討中となります。施設の名称については、貸室のあり方見直しによって一律に変更を行うということは想定していません。	資産経営課 各地区サービス事務所 生涯学習課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月12日	17	3	貸室の稼働率は駅に近いなどの条件によるところが大きい。使用料に差をつけるなど部屋を押さえやすくする検討をしてほしい。	4	貸室の位置付け見直しにより、予約を著しく取りにくくなることのないよう、利用時間割を見直すことで利用枠の拡大を図る等の工夫についても検討していきたいと考えています。	資産経営課
7月12日	17	4	老人いこいの家については、他の施設と利用形態等が異なることから、貸室として取り扱うことは難しいのではないか。	6	老人いこいの家については、運営方法等が他の施設と異なりますが、住区センター構成施設として地域コミュニティ形成を担う機能を有していることから、多世代交流や生きがいづくり・健康づくりを更に推進していくため、貸室の範囲に含めているものです。 従前の利用実態等を踏まえながら、有効活用に向けて検討していきたいと考えています。	資産経営課 高齢福祉課
7月12日	18	1	貸室のあり方に関連する取組として、「学校施設の計画的な更新」とあるが、学校の教室等も貸し出しの対象になるのか。	6	学校施設の更新については、令和３年３月に「目黒区学校施設更新計画」を策定し、今後３０年間で２４校の建て替えを進めていくこととしています。更新に伴い、周辺の区有施設の複合化について検討することとしており、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進に向け、施設間の親和性や相乗効果等を多角的に検討していきます。	資産経営課 学校施設計画課 生涯学習課
7月12日	18	2	学校の教室等の地域での利用について、他の施設と同様に抽選にしてほしい。	4	今回の貸室のあり方見直しに合わせて、利用手続きの見直しやキャッシュレス決済の導入についても検討を進めており、施設予約システムの変更も含めて今後利用しやすいよう改善を図っていく予定です。 また、貸室のあり方見直しに合わせて、学校開放など学校施設の使用に係る見直し、適切な受益者負担の導入について検討を進めることとしていますが、利用者の利便性向上につきましても併せて検討すべき課題と認識しています。	資産経営課 生涯学習課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月12日	19	1	社会教育館まつりのような事業は今まで通り行われるのか。	6	行政施策の実現において必要な部分として、区が優先的に予約するという方法で実施することが考えられます。今回の見直しにより、館まつりを含めた事業を縮小・廃止するということは想定していません。	資産経営課 生涯学習課
7月12日	19	2	東山社会教育館の館まつりは続けるのか。	6	東山社会教育館の館まつりについては、今後も続ける予定です。	生涯学習課
7月12日	19	3	住区会議室と社会教育館では使用料額に差があり、割安感がある住区会議室に利用者が流れている。見直し後は、使用料に差が出ないようにするのか。	4	施設の設備の充実具合や建築年数、建物に係るコスト等、施設によって違いがあるため、こうした内容を適切に踏まえて使用料額に差をつけるかどうか等、算定方法を含めた使用料の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月12日	20	1	住区会議室の指定管理者は変わるのか。	6	住区会議室の指定管理者については、現在、住区住民会議の皆様にお願いをしているところですが、次期指定期間である令和６年度からは、事前に各住区住民会議の皆様に意向を伺った上で、民間事業者の導入を検討しています。	地域振興課 各地区サービス事務所
7月12日	21	1	部屋の名前が変わるということは、抽選はどう変わるのか。	6	見直し後の貸室の利用方法の詳細は今後検討していきます。利用申込や抽選に係る基本的な仕組みについては変わらないものと想定しています。	資産経営課
7月14日	22	1	登録団体は、「構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学であること」とあるが、構成員の基準はあるのか。	6	構成員とは、通常の活動に参加される方々のことを指しており、会議などの場合は主催者側を指します。団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示ししますが、構成員を誰とするかという点については、現行制度と大きく変わることは想定していません。	資産経営課
7月14日	22	2	時間割の見直しを行うとあるが、１団体がいくつまで予約できるのか。	6	空きがあれば予約可能ですが、詳細は今後検討していきます。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月14日	22	3	緑が丘文化会館（別館）にエレベーターがない。特に身体障害者はエレベーターがないと使うことができない貸室が出てくる。そのような方には、エレベーター有りの施設の貸室を優先する等の配慮があるのか。	4	貸室のあり方見直しに合わせて全ての施設を改修することは不可能ですが、施設予約システムの画面上にエレベーターの有無を表示することで事前に確認いただけるようにする等、案内の工夫について検討します。	資産経営課
7月14日	22	4	今後、施設更新に合わせて学校と住区センターを複合化していくと説明があったが、学校のセキュリティが厳しくなっている。学校部分と住区センター部分は壁などで仕切る予定なのか。	6	セキュリティの考え方は様々あり、壁で仕切ることも考えられますが、一方で、一定程度大人の目があることが望ましいとの考えもあります。地域の方々と話し合いを重ねながら調整していきますが、高齢者から子どもまで幅広く交流することで、地域コミュニティの活性化に寄与することが見込まれます。 様々なご意見を踏まえて検討を進めていきます。	資産経営課 学校施設計画課
7月14日	22	5	あいアイ館の中では、医療的ケア児の事業も行っている。新型コロナウイルスの感染リスクがある中で、あいアイ館の施設利用者は他の施設と比べて感染リスクが高い人が多いと思われる。	4	区民の皆様の生命や健康を守ることを最優先として、国や東京都の情報を参考にしつつ、各施設の特性等を考慮して判断のうえ、基本的な感染対策を行い、活動内容・利用人数の制限等を講じているところです。 貸室のあり方見直しの内容を踏まえつつ、今後の感染状況等の変化に伴い、引き続き適切な対策を講じていきます。	資産経営課 危機管理課 障害施策推進課
7月14日	23	1	使用料の支払など、施設によって取り扱いに差異がある。キャッシュレス決済の導入を検討しているようだが、是非進めてほしい。	2	キャッシュレス決済については、利用手続きの見直しと合わせて、令和７年度の貸室のあり方見直しに合わせて導入できるよう検討していきます。	資産経営課
7月14日	24	1	法人の構成員で区内在住者が半数いない可能性がある。法人の場合、区内に事業所がある等を条件に、登録を配慮していただきたい。	4	団体登録制度の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月14日	24	2	貸室数を適切に見直していくとあるが、実際には貸室を減らしていくとの考えか。	6	区有施設見直しの観点では延床縮減を掲げていることからも、将来的に施設の数を減らす方向で考えています。また、今後、学校施設の更新に合わせて住区センターの複合化を図っていく予定であり、この際には、建設及び運営コスト削減のため、複合化する施設規模全体の縮減を図ることとしています。	資産経営課
7月14日	24	3	あいアイ館は稼働率が低く使いやすいが、他の団体が使用できるようになると稼働率が上がり、予約しにくくなる。登録団体は受付開始を早める等を配慮していただきたい。	4	貸室の利用率は地域により幅があり、高い所では70%台、低い所で20%台となっている状況があります。広く区民のかたが使用できることになれば、利用率が上がり、予約しにくくなる可能性はありますが、併せて、利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。 団体登録制度における団体支援策の詳細等は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 障害施策推進課
7月14日	25	1	現在は団体ごとに登録が必要で、複数の登録証を持たなければならない。 また、料金体系について、登録している団体だと使用料が抑えられるが、別の貸室を使う時には優遇策を受けるためにあらためてその団体の登録もしなければならない。例えば、心身障害者団体で登録していても、パーシモンホールを使いたい時は別登録となってしまう。	4	団体登録制度の一本化が図られれば、登録証を複数枚所有することはなくなることも見込まれます。また、文化ホール等、一律の位置付け見直しにそぐわない貸室は、別途検討することとしています。このため、仮に文化ホールが一律の位置付けとならない場合には、あくまでも例示ですが、文化ホールの貸室利用にあたっては別途団体登録をしてもらうことが必要となる可能性があります。	資産経営課 文化・交流課 障害施策推進課
7月14日	25	2	携帯やパソコンで予約システムに入ると、スポーツ施設が最初に表示される。予約しやすいよう画面がわかりやすくしていただきたい。	4	貸室のあり方見直しに合わせて、利便性向上の観点から、利用手続きやキャッシュレス決済導入についての検討を進めているところですので、施設予約システムについても改善に向けて検討します。	資産経営課 東部地区サービス事務所 スポーツ振興課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月14日	25	3	あいアイ館を利用しているが、区民キャンパスの駐車場料金が高い。車椅子のかたなどは障害者手帳があれば無料となるが、一般で丸一日利用すると貸室の使用料より高い。	6	施設付帯駐車場については、受益者負担の観点から、施設利用者の方に使用料をご負担いただいているものです。ご意見は今後の検討課題とします。	資産経営課
7月14日	26	1	料金を調べる場合、パソコンだとすぐに確認できるが、スマートフォンだとなかなか確認できない。今はスマートフォンを利用する方がほとんどであると思われるため、この点を考慮していただきたい。	4	即座にシステム変更を行うことは困難ですが、スマートフォンが普及しているという状況を踏まえ、令和７年度に向けた検討課題とさせていただきます。	資産経営課 東部地区サービス事務所 スポーツ振興課
7月15日	27	1	団体の交流については賛成だが、住民会議や町会に優先的な部分がないと困る。他の利用団体に先にとられると活動ができない。	4	町会・自治会や住民会議については、地域コミュニティの基礎となる団体であり公共性の高い活動を行っていただいていることから、現在と同様、当該住区における活動が引き続き継続いただけるよう検討していきます。	資産経営課 地域振興課 各地区サービス事務所
7月15日	28	1	団体登録制度の見直しで、三つの団体の分けることになっているが、登録団体の条件は何か。	6	住区会議室や社会教育館の研修室等をすべて一律の会議室として一つの区民交流活動室（仮）となることから、今後、登録要件を整理していきます。	資産経営課
7月15日	29	1	車椅子や重度障害のかたが貸室を利用する場合、施設によって使用できる設備が異なる。その辺をどう考えるか。	4	貸室のあり方見直しに合わせて全ての施設を改修することは不可能ですが、施設予約システムの画面上にバリアフリー状況を表示することで事前に確認いただけるようにする等、案内の工夫について検討します。	資産経営課
7月15日	29	2	備品をあいアイ館に置かせてもらっている。あいアイ館の貸室を利用できれば助かるので、今後もあいアイ館の貸室が空いている日を選んで予約していくことになると思う。	4	貸室のあり方見直しにより、今後、様々な団体による貸室利用が増えていくことを踏まえると、倉庫やロッカーの使い方の検討が必要となります。限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。	資産経営課 障害施策推進課
7月15日	29	3	活動場所としては、車椅子のかたが利用できるトイレや駐車場等、設備面であいアイ館が適している。他施設だとなかなか利用することが難しいと思う。	4	貸室のあり方見直しに合わせて全ての施設を改修することは不可能ですが、施設予約システムの画面上にエレベーターの有無を表示することで事前に確認いただけるようにする等、案内の工夫について検討します。	資産経営課 障害施策推進課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月15日	30	1	現在、第四土曜日の午後に社会教育館の会議室を利用している。自分の団体の利用者は、同じ場所で活動しないと、環境が変われば参加できないという人もいる。この点を踏まえて配慮いただけないか。	4	貸室のあり方見直しにより、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 生涯学習課
7月15日	30	2	社会教育館はロッカーの貸出しの抽選会があった。団体としてはロッカーが欲しいとの気持ちである。あいアイ館には、心身障害者団体だけが使用できるロッカーがある。	6	あいアイ館の登録団体用ロッカーは団体交流室の中にあります。団体交流室のロッカーは団体交流室管理要綱の中で定めているもので、今回の貸室のあり方見直しの対象（会議室、視聴覚室、言語訓練室の３部屋）には含まれていません。	障害施策推進課
7月15日	31	1	本来なら意向調査は、資料７「貸室のあり方の基本的な考え方（案）」が示されたあとに行われるべきものであり、これでは「後だしじゃんけん」である。また、令和６年度から５年間受託したとして、その後の状況はどうなるのか。	6	貸室のあり方は区のさまざまな施設の検討のため時間がかかり、一方で住区の指定管理意向確認は時期が決まっており早く進めなければならなかったため、このような順序となってしまったものです。また、今後の方向性については、区として必要な施策として行っていることであるため、基本的に変更はないと思われますが、変更が生じた場合は速やかに情報提供します。	資産経営課 地域振興課 各地区サービス事務所
7月15日	32	1	令和６年度から受託したものの、令和７年度に貸室の制度が変わり、これでは業務ができないとなった場合、受託期間中に民間へ変更ということはできるのか。	6	基本５年間はお願いしたいですが、実際にそういうことがあれば個別に相談に応じます。ただし、変更には議会での議決や業者選定等の手続きがあるため、早めにご相談いただきたいと思います。	地域振興課 各地区サービス事務所

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	33	1	8月1日までに意見を、ということだが、判断材料が少なく、意見を出すことすら難しいように思う。過去5年分くらいの会議室の利用状況、登録団体の数など、統計的なデータが必要ではないのか。	6	施設別の貸室利用率については、毎年度更新を行っている施設データ集において複数年度分を取りまとめ、区ホームページにて公表しています。 ●施設データ集を更新しました（目黒区ホームページ) https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/shisetsu-datashu.html	資産経営課
7月19日	34	1	老人いこいの家も区民交流活動室として単なる貸室になるようだが、老人クラブがかわいそうだ。高齢者の居場所はどうなるのだろう。相当な反発が予想される。	4	今回の見直しは、高齢者の居場所をなくそうという趣旨ではありません。 従前の活動機会が著しく損なわれることのないよう、タイムシェア等の活用についても検討していきます。	資産経営課 高齢福祉課
7月19日	35	1	区は「コミュニティ形成に資するため」などというが、いこいの家がなくなれば、高齢者同士ちょっと顔を見に行くとか、そういったことが難しくなる。そのうちに、それぞれがどこのどういう人かわからないようになってしまうだろう。顔を合わせずして何がコミュニティか、と思う。	4	今回の見直しは、高齢者の居場所をなくそうという趣旨ではありません。 老人いこいの家の担っている、地域の方が気軽に立ち寄り・集える交流の場・居場所としての機能拡充を図りつつ、併せて広く多世代が交流でき、コミュニティが醸成できる施設としていく事を目指していきます。	資産経営課 高齢福祉課
7月19日	36	1	誰の意見、どこのセクションの意見が一番尊重されるのか。住区住民会議の名前で意見を出すことに意味があるのか。 「団体登録制度の見直し」の項目については、現状の登録制度よりさらに細かい区分となっている。実際に多くの施設の管理を行っている住区住民会議の立場からは、全く納得のいかない案である。	4	今回お示ししているのは基本的な考え方（案）ということで、新たな登録団体の団体区分や団体名称、要件、団体支援策の詳細は、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 実際の多くの施設の管理を担っている住区住民会議の皆さんの意見が重要になってきますので、ご意見をお寄せください。	資産経営課 各地区サービス事務所

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	37	1	今回、幅広くといっているが、貸室をより取りづらくなるのではないかという懸念がある。地域に根差して活動しているのに、今何か問題があるのか、なぜこのような案が出てきたのか、なぜ社会教育館を所掌する教育委員会ではなく資産経営課なのかというのが、初めて「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」を目にした時の率直な感想である。各団体は、自分たちの目的があって、ここ（目黒本町社会教育館）に来ている。なぜこの案が、地域コミュニティの一層の活発化になるのかというのが率直な疑問である。	6	区有施設は、建物数で184あり、その多くは昭和30～40年代に建設されています。鉄筋コンクリートの建物は、安全性の観点から、およそ60年程度で建替えが必要と考えられているため、多くの区有施設はまもなく一斉に建て替えなければならないということになります。 これらの建て替えの経費に加え、30年間で24校の学校施設の更新には全体で1,700億円かかると試算されているほか、安全に使用するための維持管理経費も必要となります。こうした状況から、現状の規模のまま建て替えを行っていくことは不可能であり、複合化・多機能化を図る等により適正な規模にしていくという考え方から、「区有施設見直し計画」を策定して区有施設見直しに取り組んでいるところです。貸室のあり方見直しは、「区有施設見直し計画」の具体的な取組の１つとなります。 貸室のあり方見直しは、団体間交流の促進、活動の認知度の向上という点を目的の１つとしており、自分たちの活動をもっと知ってほしいという団体もいることから、認知度向上や活動の充実に向けた方策について検討していきます。 また、貸室のあり方見直しにより、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課 生涯学習課
7月19日	37	2	使用料ももっと上がるのか。	6	使用料については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月19日	37	3	利用時間割の見直しを掲げているが、午後の時間帯をどう分けるのか。準備時間も含めても、１枠で２～３時間はほしいと思う。	4	例示として、午後を２分割して「午前・午後①・午後②・夜間」の４区分とすることを示していますが、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	37	4	社会教育関係団体の立場から見ると、この計画でいいのか疑問である。社会教育としては、ここだけは守っていくというものがあれば教えてほしい。	4	見直しにあたっては、施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。このため、社会教育館という施設そのものを廃止するという趣旨ではなく、区有施設全体を使いながら、生涯学習事業を充実させていくことを目指しています。	資産経営課 生涯学習課
7月19日	38	1	「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」にはいろいろ書いてあるが、財政負担の軽減や施設総量の適正化など、この中の文章では具体的なものが見えず、突然新しい考え方を出されたという印象を受ける。今回意見を聞いて、もう１回こういった場を設けるのか。自分たちの意見を今後もっと入れてもらいたい。	4	平成２９年に策定した「区有施設見直し計画」については、令和４年５月に改定したところですが、この中では、区有施設見直しの具体的な取組の１つとして、貸室のあり方見直しについてお示ししています。 今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き施設利用者の方への適時適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課
7月19日	38	2	住区センターは減らないと考えてよいのか。	6	現時点で住区センターをなくすという考えはありません。今回の見直しでは、住区センターの中の住区会議室や老人いこいの貸室部分について、「区民交流活動室（仮）」という位置付けに見直しを行うものです。住区センターの構成施設は、住区会議室、老人いこいの家、児童館などがありますが、小学校建て替え時に複合化の検討を進めていきます。	資産経営課 各地区サービス事務所 学校施設計画課
7月19日	39	1	団体区分を見直すと、これまで優遇策が講じられず、なかなか予約できなかった貸室もより予約しやすくなるということか。	6	貸室のあり方見直しにより、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	39	2	面積が減るということは、ここにあるものを一か所に集めるから減るということか。	6	貸室の位置付け見直しの点で、貸室を様々な団体が共有するということが基本になります。一緒に使い合うということで工夫をしながら、施設の総量の適正化を目指しているものです。	資産経営課
7月19日	40	1	活動は地域を限定しているわけではないが、やはり近い地域の方が参加することになる。目黒本町社会教育館でできないから中目黒の方でやる、というわけにはいかない。地域性というものをどう考えているのか。 また、使用料について、団体の予算のこともあるので、上がっていく可能性があるのか下がっていく可能性もあるのかお聞かせいただきたい。	4	活動の地域性については区としても認識しているところです。貸室のあり方見直しにより、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。 また、使用料額については、算定方法を含め今後検討し、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課 生涯学習課
7月19日	41	1	将来に渡って建物を統合していくという考えか。向原小学校は何と一緒になるのか。部屋数や建物の高さはどうなるのか。	6	小学校の建て替えにあたっては、住区センターを複合化していくという考え方を持っています。向原小学校については、向原住区センター構成施設の住区会議室、老人いこいの家、児童館・学童保育クラブを複合化する予定です。複合化施設の面積は縮減を図っていくことになりますが、建物の高さ等詳細は今後検討していきます。	資産経営課 学校施設計画課
7月19日	42	1	利用時間割の見直しについて、午後の枠を２つに分けるということだが、現在、夜間は午後６時から９時となっており、コロナの影響で午後８時までしか利用できなかった。夜間が２区分であれば使いやすかったため、午後を２区分ということにこだわらずに、午後と夜間の時間をまとめてから、３区分にしてみてはどうか。	4	利用時間の区分について、あくまで例として４区分ということでお示ししているものですが、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 ただし、１時間区切りまで細分化した場合には、使えない時間が出てきてしまい、使いにくくなってしまう点についても考慮する必要があると考えています。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	43	1	目黒区の新型コロナ対策ガイドラインは他区に比べて厳しく、貸室の利用制限等により、活動が区外に流れているという状況もある。施設の使い方について、利用者と一緒に考えていけるかということが大事なのではないか。地域で活動している団体を考慮して見直していただかないと、目黒の活動が活発にならない可能性もあるのではないかと思う。	4	例えば目黒区民センターの建て替え検討にあたっては、全区施設かつあれだけ大きな施設であるため、周辺地域への影響を踏まえながら、地域の方に集まっていただき、丁寧にご意見を伺うということは実施しているところです。向原小学校の建替えについても、周辺地域の方に集まっていただき、建替えの検討状況について共有を図るとともに、様々なご意見を伺いながら、建物の設計・建設を進めているところです。 当然、今回進めていく貸室のあり方見直しについても、区民生活への影響が大きいことから、全ての施設の登録団体にお声掛けをさせていただき、ご意見を伺いながら取組を進めています。	資産経営課
7月19日	44	1	利用時間の分割はどのようにするのか。	6	あくまで例示ですが、午後枠を分割することも考えられます。今後、施設の利用実態を踏まえたうえで検討し、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月19日	44	2	午後枠の分割に際して、現状の利用状況をどのように把握しているのか。	6	午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示であり、今後、利用実態の精査を含めて検討を進め、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 また、文化ホールについては、その利用実態からしても、利用時間割の細分化が必ずしも適しているとは限らず、現状のような長い時間を利用するニーズがあるということは認識しています。	資産経営課 文化・交流課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	44	3	「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）」P3の図の「分離」とはどういうことか。	6	施設にはそれぞれ設置目的があり、機能・事業をもち、貸室を設けています。 見直しにあたっては、こういった施設の機能・事業と貸室を分離し、貸室部分を一律の位置付けとすることで、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。 例えば、各施設で実施してきた事業についても、区内の様々な施設の会議室等で実施しやすくなり、事業を充実させていくことができると考えています。	資産経営課
7月19日	44	4	区民センターの建て替え後にできる貸室も同じ取り扱いか。	6	新たな目黒区民センターにおいて整備する貸室についても、今回お示ししている一律の位置付けの貸室を想定しています。	資産経営課
7月19日	44	5	コピー機については、施設によって取り扱いが異なる。これも一律となるのか。	6	コピー機等、施設利用に付随する各種サービスの取り扱いについても整理・検討していきます。	各地区サービス事務所 生涯学習課
7月19日	45	1	夜間（１８～２１時）の見直しはしないのか。 １８～２２時に戻してほしい。	6	施設ごとに夜間の利用時間帯は異なっており、職員配置の課題等もあるため、即座に変更を行うことは難しいと考えています。利用時間割の見直しは、基本的には現行運営時間の範囲内での検討となります。	資産経営課
7月19日	45	2	登録の作業も統一されるのか。	6	団体登録の作業については、今後検討していきます。貸室のあり方見直しでは、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方としており、施設別に登録要件を設けるということは想定していません。	資産経営課
7月19日	45	3	小学校は統廃合にならないのか。	6	現在、区立小学校の統廃合は想定していません。	学校統合推進課
7月19日	45	4	小学校に住区センターを複合化するにあたって、設置する施設の種別のばらつきはあるのか。	6	複合化の詳細については、今後、学校ごとに検討を進めていきます。 また、学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設はより地域とつながりのある存在となることから、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進を図ることとしています。	資産経営課 学校施設計画課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	46	1	午後の枠（４時間）を使って利用しているが、分割されると連続して予約しなければならないため、利用料が高くなるのではないか。 また、希望する時間が予約できない可能性があるということか。	4	貸室のあり方見直しにより、区内の各施設が利用しやすくなる一方、利用率の高い施設は、予約を取りにくくなる可能性があることから、利用時間割を見直すことで利用枠の拡大を図る等の工夫についても検討していきたいと考えています。 使用料については、今後算定の考え方を整理し、詳細は令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月19日	47	1	予約申込の時期について、各登録団体間、または登録団体と一般団体とで差が設けられるのか。	4	貸室のあり方見直しでは、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方としています。このため、新たな団体登録制度において「登録団体」に区分される団体については、全て申込時期が同一になります。 また、新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしており、登録団体、一般団体、その他団体の順で支援策に差をつけることを想定しています。	資産経営課
7月19日	47	2	登録の一元化によって、予約が取れなくなることはないのか。	6	貸室のあり方見直しにより、区内の各施設が利用しやすくなる一方、利用率の高い施設は、予約を取りにくくなる可能性があることから、利用時間割を見直すことで利用枠の拡大を図る等の工夫についても検討していきたいと考えています。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	47	3	施設の見直しの情報はどこで得られるのか。	6	目黒区民センターの建て替え、学校施設の更新など、区有施設見直しの取組については、区ホームページにて計画等を公表しています。 ●区有施設見直しの検討状況（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/shisetsu_minaoshi/index.html ●目黒区学校施設更新計画を策定しました（目黒区ホームページ） https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/gakko_shisetsu/gakkoukoushin2.html	資産経営課
7月19日	48	1	音楽の練習については、音の問題などに配慮しながら施設予約を行っている。学校施設の更新に伴う複合化により、小学校の音楽室が使えるようになった場合、どのような取り扱いを考えているのか。	6	使用できるかどうかを含め詳細は今後検討していくことになりますが、学校教育に支障のない範囲での使用が前提になると想定されます。	資産経営課 学校施設計画課 生涯学習課
7月19日	48	2	学校の夜間利用については、警備の観点で課題があると感じるがどうか。	6	周辺施設と学校の複合化により、施設の管理方法にも変更が生じることが想定されるため、適切に対応していきます。	資産経営課 学校施設計画課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月19日	49	1	今回、なぜ貸室のあり方見直しに至ったのか理由を知りたい。	6	区有施設は、建物数で184あり、その多くは昭和30～40年代に建設されています。鉄筋コンクリートの建物は、安全性の観点から、およそ60年程度で建替えが必要と考えられているため、多くの区有施設はまもなく一斉に建て替えなければならないということになります。 現状の規模のまま建て替えを行っていくことは不可能であり、複合化・多機能化を図る等により適正な規模にしていくという考え方から、「区有施設見直し計画」を策定して区有施設見直しに取り組んでいるところです。貸室のあり方見直しは、「区有施設見直し計画」の具体的な取組の１つとなります。	資産経営課
7月19日	49	2	小学校の区民利用を行うと、子どもたちに対して、制限が発生するのではないか。	6	子どもたちに支障がないよう、セキュリティ面の方策を講じつつ、複合化のメリットを発揮できるよう検討していきます。	資産経営課 学校施設計画課
7月19日	49	3	施設の複合化により活動がしにくくならないか。	6	区では、学校施設の更新にあたっては、積極的に周辺施設との複合化・多機能化を図ることとしていますが、施設間の親和性や相乗効果等を多角的に検討していきます。	資産経営課 学校施設計画課
7月19日	49	4	このような説明会は今後もあるのか。	4	今回、各施設の利用団体の方を対象として、各担当所管課を中心に、説明会等を開催してきましたが、今後も、令和７年度の見直し実施に向けて、引き続き適切な周知、意見募集を行っていきます。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月21日	50	1	多様な活動が増えてきたとあるが、具体的にどのようなものがあるのか。 見直しの理由と多様な活動実績があるということは、結び付かないのではないか。	6	貸室のあり方見直しは、多様な区民活動に対応するため、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とすること等を目的としています。例えば、住区会議室だけでも、会議や手芸、ダンスなど、多種多様な活動が展開されています。 １つの活動には様々な側面があり、多様な区民活動が展開されるなかで、これらの活動を各施設の設置目的ごとに区分けすることを現実的ではなく、施設ごとに設けられた貸室において、施設ごとの団体登録制度を運用するという考え方が実態とそぐわない状況があります。 こうした状況を踏まえ、貸室の位置付け見直しや団体登録制度の一本化を図るという考えです。	資産経営課
7月21日	50	2	申込時期についての登録団体の優遇は、撤廃されるのか。	6	新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。 団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月21日	50	3	優遇策については、今と変わらないということか。	6	団体支援策を含む新たな団体登録制度の詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。	資産経営課
7月21日	50	4	利用時間分割の見直しは反対する。具体的にどのように分けるのか。 区民の活動や他の自治体の実態を確認しているのか。	6	午後を２分割し４区分にするというものはあくまで例示となります。詳細については、令和５年度に予定している「公の施設使用料の見直し方針」の改定作業の中でお示しします。 また、施設の利用実態については、これまでもアンケート実施等により把握に努めてきたところです。	資産経営課
7月21日	51	1	登録団体を優遇するという点では、今と変わらないということか。	6	新たな団体登録制度においては、登録団体が最も優遇されることを想定しており、この点は現行制度と変わりません。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月21日	51	2	「貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）の見直しイメージ図はどういう意味か。	6	貸室のあり方見直しにより、貸室の位置付けは一律「区民交流活動室（仮）」となり、また、団体登録制度は一本化されることをイメージで示しているものです。	資産経営課
7月21日	52	1	見直しには賛成する。柔軟に利用することができるようになることは、大きなメリットである。 ただし、施設によってできることできないことのばらつきがある。一元化され、そのようなばらつきが解消されることは、見直しとしてとても有効である。	3	区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間の実現等に向けて、取組を進めていきます。但し、一律の位置付け見直しにそぐわない貸室（文化ホール等）については、別途検討を行うこととしています。	資産経営課
7月21日	53	1	今後の施設見直しによって貸室の供給量は減る。その代わり午後を分けてコマ数を増やす。一元化して機会を均等にする。これが今回の見直しの内容との理解でよいか。 また、見直しによりどの程度施設が減るのか。	6	見直しにより活動機会が著しく損なわれることのないよう、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。 施設の延床縮減については、40年で15%減を目標としています。今後は単に延床のみではなく、施設サービスに係るコストを踏まえながら進めていく必要があると考えています。	資産経営課
7月21日	54	1	登録団体を一元化すると差がなくなるとのことだが、地域や社教などそれぞれの登録団体が一つになるということか。	6	今回の見直しは、各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉え、これらを引き続き支援していく観点から、団体登録制度の一本化を図ることを基本的な考え方としています。現行の登録団体は、基本的には新たな団体登録制度においても登録団体として移行されることを想定しています。 また、新たな団体登録制度においても、団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る団体支援策を検討することとしています。	資産経営課
7月21日	54	2	どの施設も利用できるようになるということか。	6	貸室のあり方見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月21日	54	3	一元化されることによるデメリットは何か。	6	団体登録制度の一本化により、特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、併せて利用時間割の見直しによる利用枠の拡大を図る等、区民の皆様が利用しやすいような工夫についても検討していきます。	資産経営課
7月21日	55	1	学校施設の更新計画について、補足説明をしてほしい。	6	区では、今後３０年間のうちに学校施設２４校の更新を行うこととしており、学校施設の更新にあたっては、積極的に周辺施設との複合化・多機能化を図ることとしています。 メリットとしては、複合化施設機能の学校教育での活用、学校機能の地域利用促進が考えられます。	資産経営課 学校施設計画課
7月22日	56	1	優先受付及び使用料についてはどうなるのか。また、定期的、継続的に同じ施設を使いたいがその点はどうなるのか。	4	現在の登録団体については、見直し後も、利用申込時期や使用料に係る団体支援策を受けられることとして検討しています。 特定の団体活動の特定施設での優先的な利用を図ることは難しくなる面も考えられますが、見直しにより、これまで特定の施設のみ利用していた方も、区内の様々な施設の会議室等を利用しやすくなる効果があると考えています。	資産経営課
7月22日	56	2	ロッカーの利用はどうなるのか。 また、団体が交流のために利用できる、情報交換のためのポストなどを設置してはどうか。	4	ロッカーについては、貸室のあり方見直しにより様々な団体の利用が増加することが見込まれるため、使い方に変更が生じる可能性はあります。 限られた公共スペースの中で、より多くの区民の皆様の活動の充実を図る視点を持って検討していきます。 また、ご提案のポストですが、個人情報の管理やペーパーレス化の観点から、設置には課題があると思われます。	資産経営課

日付	発言者	枝番号	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果	担当課
7月22日	56	3	現在、中目黒スクエア８Fに男女平等・共同参画センターの団体交流コーナーがあってとても便利である。このような場所はどうなるのか。	6	今回の見直しは、各施設に設置されている会議室や研修室等、いわゆる「貸室」を対象とするものであり、それ以外の既存施設について見直しを行うものではないため、引き続き利用いただけます。 また、現在検討を進めている新たな目黒区民センターでは、フリースペースを設けることも想定していることから、同様の使い方も考えられます。	資産経営課 人権政策課
7月22日	57	1	登録団体という中に住区住民会議も含まれるということか。別の位置付けになるのか。	6	住区住民会議は登録団体として登録することなく、当該住区における活動が引き続き継続できるよう検討しています。基本的な考え方は案の段階であるため、住区住民会議の活動にとって有効だというものがあれば意見を寄せていただきたいと思います。	資産経営課 各地区サービス事務所
7月22日	58	1	住区住民会議や指定管理を行っている住区会議室は優先的に使用できるが、他の住区会議室を使用する場合は地域活動団体として使用しているので、同じ扱いになるのではないか。	6	住区住民会議は登録団体として登録することなく、当該住区における活動が引き続き継続できるよう検討しています。基本的な考え方は案の段階であるため、住区住民会議の活動にとって有効だというものがあれば意見を寄せていただきたいと思います。	資産経営課 各地区サービス事務所
7月22日	59	1	見直し後のイメージ図で登録団体間の交流となっているが、どのようなことを意図しているのか。	6	見直しにより、様々な団体が顔を合わせる機会が増えることで、交流が促進されることを期待するものです。	資産経営課
7月22日	60	1	見直しの目的、メリット・デメリットはどのように考えているか。	6	見直しの目的は、多様な活動の支援、誰もが幅広く活動に利用できるという点などがあります。 見直しのメリットとしては、社会教育館などの様々な施設が横断的に使用できるようになるという点が挙げられます。	資産経営課